山梨県南巨摩郡増穂町

町屋口遺跡

－東川付け替え工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－

平成22年2月

増　穂　町
増穂町教育委員会
昭和測量株式会社

山梨県南巨摩郡増穂町

町屋口遺跡

－東川付け替え工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－

平成２２年２月

増　穂　町
増穂町教育委員会
昭和測量株式会社

序

町屋口遺跡は、南巨摩郡増穂町大字青柳町に所在し、東に富士川を臨む水田地帯に位置しています。

増穂町は、山梨県の南西部、甲府盆地の南端に位置し、大きく分けて西側の山間・丘陵部と扇状地を含む東側の平野部で構成されています。町の東端部にあたるこの地域は、富士川の氾濫原にあたり、近世以降は富士川を利用した水運が発達し、本遺跡東側の富士川縁には甲州三河岸の一つである「青柳河岸」が設置され、江戸時代から昭和初期まで利用されていました。

平成10年に一般国道52号（甲西道路）の改築工事に伴う発掘調査が実施され、水田跡とともに青柳河岸へ通じる河岸御蔵道や作場通い道、水路跡等が検出されました。

この度、中部横断自動車道路建設に伴う東川付け替え工事に先立ち、近接する事業地内の埋蔵文化財について記録保存するはこびとなりました。平成21年8月17日から同年11月20日にかけて発掘調査を実施し、その結果、水田跡や畦畔に加えて平成10年度の調査に引き続き河岸御蔵道や水路跡が検出されました。遺物としては、水路跡を中心に陶磁器片、古銭、かんざしに加えて椀、杓文字、箸、下駄、樽や栓などの木製品が多量に出土しました。

特に水路跡においては、土留めのために用いている板材のほとんどが富士川水運や高田の渡し等で使用したと思われる舟の部材を再利用していることが明らかとなりました。それらの舟板には、舟釘や鎹（かすがい）がそのまま残っているとともに所々にあて木を施すなどの修復の痕跡も見受けられ、水路は改修を繰り返しながら使用されていたことを窺（うかが）い知ることができます。

このほど町屋口遺跡の発掘調査の成果がまとまり、報告書刊行のはこびとなりましたが、本書が研究資料の提示にとどまることなく、広く一般の方々が地域史の理解を深める資料として活用されることを願うとともに、文化財保護における教育普及の一環として役立つことを願ってやみません。

終わりにあたって、今回の調査にあたってご指導、ご協力を賜りました関連諸機関ならびに調査・整理作業に従事された皆様に心より厚く御礼申し上げます。

２０１０年２月

増穂町教育委員会
教育長　大森 浩文

例　言

1．本書は、山梨県南巨摩郡増穂町青柳969-1、1159-1に所在する町屋口遺跡の埋蔵文化財発掘調査報告書である。
2．発掘調査は、中部横断道自動車道路建設による東川付け替え工事に伴う事前発掘調査として、発掘から整理報告書刊行に至るまでの業務を増穂町より委託を受けて、同町教育委員会の指導のもと、昭和測量株式会社が平成21年度に実施したものである。
3．本報告書の執筆と編集は、増穂町教育委員会の指導のもと、昭和測量株式会社 調査研究員 岩崎祥が行った。
4．出土木製品の樹種同定ならびに保存作業については、株式会社古環境研究所に委託した。
5．図1は、国土地理院発行（平成21年6月1日発行）の２万５千分の１地形図「鰍沢」を使用して成した。
6．図2は、大日本帝国陸地測量部発行（明治24年9月24日発行）の２万分の１地形図「鰍沢」、大日本帝国陸地測量部発行（大正4年6月25日発行）の５万分の１地形図「鰍沢」及び国土地理院発行（平成21年6月1日発行）の２万５千分の１地形図「鰍沢」を使用して作成した。
7．図3は、増穂町発行（平成15年8月測図）の２千５百分の1地形図「増穂町都市計画図４」を用いて作成した。
8．図版1、2に掲載したラジコンヘリコプターによる空中撮影は、株式会社粟田商事に依頼して実施した。
9．調査に係わる出土遺物、図面、写真等及びその他の諸記録は、増穂町教育委員会が保管している。

例言

本 文 目 次

第１章　調査経緯と方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　第１節　調査に至る経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　第２節　調査体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　第３節　調査方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　第４節　調査の経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第２章　調査遺跡の環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　第１節　地理的環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　第２節　歴史的環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　第３節　従前の調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　第４節　基本層序 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第３章　調査の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　第１節　遺　構 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　第２節　遺　物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

第４章　まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
　【文献目録】
遺物観察表
写真図版
報告書抄録

表　目　次

　表１　出土遺物計測表

挿 図 目 次

図1　周辺の遺跡分布図
図2　遺跡及び周辺の変遷地図
図3　遺跡周辺地形図
図4　基本土層図
図5　SD01遺構平面図、断面図
図6　A区遺構平面図、SD03・05断面図
図7　SD02遺構平面図、断面図
図8　B区遺構平面図、SD07～10断面図
図9　SD11遺構平面図及び遺物実測図
図10　SD01遺物実測図
図11　SD02遺物実測図①
図12　SD02遺物実測図②
図13　SD02遺物実測図③
図14　SD02遺物実測図④
図15　SD02遺物実測図⑤
図16　SD02遺物実測図⑥
図17　SD02杭・土留め板実測図
図18　遺跡周辺の変遷地図及び青柳村絵図

図 版 目 次

図版1
1. 御蔵道(SD01)検出状況(北東より)
2. B区　調査区全景(南西より)
図版2
1. A区　調査区遠景(北東より)
2. B区　調査区遠景(南西より)
3. B区　調査区近景(東より)
図版3
1. B区　調査前状況(南より)
2. B区　表土掘削作業状況(南より)
3. 遺構検出作業状況(北より)
4. 遺構検出作業状況(北西より)
5. 遺構測量作業状況(北東より)
6. 台風18号による水没状況(南より)
7. 御蔵道(SD01)検出状況近景(南東より)
8. 御蔵道(SD01)側溝検出状況(北より)
図版4
1. 畦畔跡(SD03～06)検出状況(北より)
2. 畦畔跡(SD07)検出状況(北西より)
3. 畦畔跡(SD08)検出状況(南東より)
4. 畦畔跡(SD09)検出状況(南東より)
5. 畦畔跡(SD10)検出状況(南東より)
6. 水路跡(SD02)杭・土留め板検出状況
7. 水路跡(SD02)土層堆積状況①(南西より)
8. 水路跡(SD02)土層堆積状況②(南西より)
図版5
1. 水路跡(SD02)検出状況近景(南西より)
2. 水路跡(SD02)検出状況近景(北より)
3. 樋・土管出土状況(南より)
4. 排水遺構検出状況(南より)
5. 排水遺構検出状況①上層(北西より)
6. 排水遺構検出状況①下層(北西より)
7. 水路跡(SD02)土留め板(舟板)・稲藁検出状況(南東より)
8. 稲藁検出状況(南より)
図版6
1. SD01出土遺物　下駄
2. SD01出土遺物　すり鉢
3. SD02出土遺物　すり鉢
4. SD02出土遺物　櫛・鞘
5. SD02出土遺物　下駄（表・裏）①
6. SD02出土遺物　下駄②
図版7
1. SD02出土遺物　椀
2. SD02出土遺物　杯
3. SD02出土遺物　杓文字
4. SD02出土遺物　箸
5. SD02出土遺物　栓
6. SD02出土遺物　曲げ物
7. SD02出土遺物　樽・桶①
8. SD02出土遺物　樽・桶②
図版8
1. SD02出土遺物　樽・桶③
2. SD02出土遺物　舟釘・鎹
3. SD02出土遺物　丸釘・かんざし・その他
4. SD02出土遺物　土管
5. SD02出土遺物　筒状木製品
6. SD11出土遺物　土管①
7. SD11出土遺物　土管②

第１章　調査経緯と方法

第１節　調査に至る経緯

平成19年12月19日付けで、増穂町建設課より中部横断自動車道路建設に伴う東川付け替え工事を目的とした当該地内における照会が、山梨県教育委員会に提出された。これを受けて山梨県教育委員会学術文化財課と増穂町教育委員会生涯学習課は、当該地が周知の遺跡である「町屋口遺跡」の範囲内に位置することを確認し、平成19年12月26日付けで、照会地が埋蔵文化財包蔵地である旨の回答を行った。

平成10年に当該地の西側に隣接する一般国道52号（甲西道路）の改築工事に先行する発掘調査の際、近世から近代にかけての道路状遺構、水路跡、水田跡が検出され、それらの遺構から陶磁器、古銭や木製品等が出土している。このことから、当事業地においても引き続きこれらの遺構が検出される可能性の高いことが予測された。

県教育委員会の回答をもとに遺跡の取扱いについて協議した結果、青柳河岸跡に通じるとされる河岸御蔵道や近世期から使用されていた水路跡、その後人為的に埋め戻して道路に転用した作場通い道等の遺構が想定される範囲にあたる青柳町969-1番地内に係る375㎡（北側調査区　以下『A区』と呼称する）と青柳町1159-1番地内に係る780㎡（南側調査区　以下『B区』と呼称する）の計1,155㎡について発掘調査の対象範囲とし、本調査ならびに記録保存を行う運びとなった。

その後、増穂町より昭和測量株式会社へ増穂町町屋口遺跡埋蔵文化財調査支援業務に係る見積り依頼があり、平成21年7月29日に増穂町と昭和測量株式会社との間で、業務委託契約を締結し、同年8月17日より現地の発掘調査を開始した。

第２節　調査体制

発掘調査は町教育委員会の指導のもと昭和測量株式会社が実施した。調査報告書刊行に伴う整理作業は、昭和測量株式会社 文化財調査部（山梨県笛吹市）において行った。

以下に担当者名を掲げる。

調査担当者：岩崎 祥（調査研究員）、高野高潔（調査研究員）
測量担当者：広瀬芳仁、曽根 孝、堀内太一　雨宮一仁、細田貴広、長谷川克仁、堀内賢司
発掘補助員：新谷和美、依田和美、田中初子、佐藤あけみ、小澤正臣、中澤 保、松原静夫、
村田勝利、原田隆邦、望月太喜夫、望月敏子、大森ふじの、小島健治
整理補助員：高田和子、北野礼子、斉藤里美、渡辺麗子、原田みゆき、小島健治

第３節　調査方法

（１）発掘作業

表土掘削作業

表土掘削作業は、重機を用いて行った。増穂町教育委員会の立会のもと、隣接する一般国道52号（甲西バイパス）において遺構を検出した深度を考慮しながら、慎重に遺構検出面までの掘り下げを実施した。使用した重機は、表土掘削に0.4㎥バックホウ1台、掘削に伴う発生土の運搬に4.5ｔクローラーダンプである。また、調査区内は砂層と粘土層が複雑に堆積しており、掘削や遺構検出に際し、湧水や降雨による崩落等が想定されたため、掘削の際には調査範囲にのり面を設けて事故防止に努めた。発生土はそれぞれの調査区の北側に仮置き、流失・飛散防止のため整地・転圧作業を行った。

遺構及び遺物の検出・精査

検出された遺構は、遺構の種類毎に略記号で区分し、検出した順に番号を付した。

精査により平面形態を確認した遺構は、土層観察畦を設定し、遺構内に伴う遺物に留意しながら土層の堆積状況を観察しつつ精査を行った。重複関係にある遺構は、平面形態を確認した段階で新旧が判明するものについても同様に土層観察畦を設定し、改めて土層断面の堆積状況を確認を行ったうえで、遺構の検出を行った。A区においては現地表面より60cm程掘り下げた面で水田の畦畔を検出した。一方、B区については、地表面より80cm前後にて水路跡の杭の一部を検出した。

遺構・遺物の表記

検出した遺構に付した記号・番号は、遺構を示すSに続けて種別を示す英字記号と検出順を示すものである。遺構の種別を示す記号については、基本的に独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所で用いられる表記に準拠した。本書で使用した表記は以下のとおりである。

ＳＤ…道路・水路・溝・畦畔・排水施設

なお、今回検出した排水施設については、畦畔の脇にて水田より水路跡へ水を排水していたと推測される遺構であり、溝や道ではないものの、利水施設に含まれるものと判断し、SDの略称を与えSD11として取り扱うものとした。

遺構検出中に出土した遺物は、各遺構毎に出土順に番号を付した。ただし、遺構覆土中の小片及び湧水等により出土した状況で現状に保持できないものについては、各遺構一括出土遺物として表記した。

基準点及び検出遺構・遺物の測量

測量に伴う基準点については、今回の河川の付け替え工事に伴い実施された基準点測量の測量成果をもとに調査区周辺に既設されてた基準点を活用した。測量成果は世界測地系に基づくものである。

表土除去後、調査範囲内に任意の測量杭をそれぞれ2箇所打設し、各杭に座標値・標高値を与えて測量を実施した。遺構平面図・遺物出土位置図作成には、トータルステーションを用いて座標上に展開した。土層断面図については、測量杭の標高値をもとにアナログにより作図を行った。

写真撮影

発掘作業中は、一眼レフのデジタルカメラとコンパクトデジタルカメラをそれぞれ用いて、検出遺構の記録保存ならびに調査の経過・進捗状況を撮影した。撮影はすべて調査研究員が行い、撮影に使用したデジタルカメラは、以下のとおりである。

Nikon D90（使用レンズ：18-105mm）、Canon　IXY DIGITAL 110IS

また、各調査区の完掘状況記録のため実施した空中写真撮影は、株式会社粟田商事に依頼した。なお、空中

写真撮影についてのみ、デジタルカメラに加えてモノクロームの35mmフィルムと中判のフィルムを使用した。撮影には、以下の器材を使用したした。

ラジコンヘリコプター：産業用無人ヘリコプター（62ccガソリンエンジン搭載）

カメラ：PENTAX645（使用レンズ：45mm）、CONTAX167T（使用レンズ：28mm）

（２）整理・報告書作成作業

遺物の注記・接合

出土遺物への注記は、遺跡名の略称（MH-MYG）と遺構略記号、検出遺構番号、取り上げ日付を記し下記のように表記した。

注記例）増穂町町屋口遺跡　１号道路状遺構 出土1番遺物 2009年10月22日

→MH-MYG-SD01-№1 09.10.22

遺物の接合にはセメダインＣを使用した。

遺物の実測・トレース・撮影

実測はすべて手測りで行った。トレースは実測図をスキャナーで読み込み、デジタルトレースした。使用編集ソフトウェアは、Photoshop Ver.6.0（ADOBE）、Illustrator Ver.10.0（ADOBE）である。

掲載した遺物は、一眼レフデジタルカメラにて撮影を行った。撮影には、Nikon D90（使用レンズ：18-105mm）を使用した。

挿図・図版の作成

遺構測量図は、昭和測量株式会社の測量部にて作成したDXF形式ファイルを編集し、既存の地形図及び遺物実測図は、スキャナーで取り込んだEPS形式ファイルを編集して原稿とした。

既存の地形図は、縮尺1/25,000、1/50,000及び1/2、500を使用して作成した。

陶磁器を掲載した挿図では、遺物実測図と遺物写真を並列して掲載し、実測図中の図柄や文様の表記を省略した。並列掲載する写真は写真実測を目的としたものではないため、寸法は正確なものではなく、撮影に伴う歪み等の補正も行っていない。木製品・金属製品・ガラス製品などの遺物については、写真図版として掲載した。

各種測量図・実測図の縮尺は以下の通りとした。また、挿図中の尺度にも縮尺を付記した。

遺構：遺構配置図…1/250、道路遺構…1/100、畦畔…1/100（セクション図…1/50）、

水路跡…1/200（セクション図1/50）、排水施設…1/50

出土遺物：陶磁器…1/4、木製品…1/4（櫛及び鞘は1/2）、金属製品…1/2、

第４節　調査の経過

（１）発掘作業の経過

本調査の対象となるのはA区（青柳町969-1番地内）375㎡とB区（青柳町1159-1番地内）780㎡の計1,155㎡である。調査区の現状は水田ながら、いずれも休耕地のため範囲内は雑草が生い茂っている状況であった。平成21年8月17日に南側のB区より重機の搬入を行い、まず雑草類の除去などの環境整備より着手した。雑草及び掘削土についてはB区の北側道路を隔てた休耕地へバックホウとクローラーダンプにより搬出を実施した。8月21日からは人力による精査作業を平行して実施した。8月24日からはA区の環境整備・表土除去作業に移行し、8月27日には重機による表土除去を完了した。

先述のとおり調査範囲の現況は水田ということもあり、掘り下げに際し湧水を伴うため、水中ポンプによる排水作業を平行して実施した。精査の過程でA区において水田の畦畔4条とA区の南側で河岸御蔵道と推測される硬化面を検出したことから、A区より先行して遺構検出作業を行った。9月28日にはA区の空中撮影を実施し、その後B区の遺構検出作業へ移行、水路から作場通い道へと転用されたとされる杭の列と土留め板、水田の畦畔4条を検出した。10月7日から8日にかけて台風18号による降雨によりAB両調査区が水没した。そのため10月9、12日の両日は掘削作業を中止して、調査区内の排水及び復旧作業を行い、翌13日より掘削作業を再開した。10月23日にはB区の空中撮影を実施し、10月30日までに遺構に係る測量等の記録保存作業を完了した。11月2日に水路跡に用いられていた杭や土留め板に転用されていた舟板等を採取した。11月4日に器材の撤去及び搬出作業を実施し、11月9日よりA区から重機による埋め戻し復旧作業を開始、11月20日までに両区の埋め戻し作業を完了し、現場における作業を終了した。

（２）整理作業の経過

報告書刊行に伴う整理・報告書執筆作業は、笛吹市にある昭和測量株式会社 文化財調査部にて実施した。今回の調査に伴う出土遺物量は、整理箱（内寸：545×336×150mm）8箱であった。

整理作業の工程は次の通りである。

【遺物の移送（11/4）、水洗（11/6）、注記（11/11）、分類（11/13）、接合・復元（11/18）、実測（11/19）、トレース（12/7）・写真撮影（1/22）】

なお、上記の作業と平行して写真整理・台帳浄書等を行い、昭和測量株式会社測量部における図面の作図・整理作業の完了を受けて、報告書編集作業を行い、印刷所に入稿した。

第２章　遺跡の環境

第１節　地理的環境

町屋口遺跡は、山梨県南巨摩郡増穂町大字青柳町地内に所在する。

増穂町は山梨県の南西部、甲府盆地の南端部に位置し、概して西側の山岳部と東側の平野部で構成される。町の西側は櫛形山（標高2051.7m）をはじめとする巨摩山地が聳え、一方で町の東側を流れる富士川の南東側には御坂山地が迫っており、遺跡は盆地の収束地点に立地する。したがって、当遺跡は町の東端部にあたり、笛吹川と釜無川、さらに坪川、利根川や滝沢川等の複数の河川が流入して富士川を形成するまさに合流点に立地し、富士川の氾濫原となている。調査区の標高は約241～242mを測り、甲府盆地において最低所にあたる。調査においても、遺構確認面まで約60～80cm程砂層が堆積しており、その覆土中には荒砂に混じって流木片が多量に混入しており、これまで何度も冠水していることが窺えた。

本遺跡より東に約300m、富士川の右岸には近世から明治期にかけて鰍沢河岸や黒沢河岸とならび甲州三河岸として著名な青柳河岸跡が立地する。平成10年度の当遺跡の調査によって、青柳河岸跡へ延びる河岸御蔵道が検出されている。青柳河岸跡は江戸時代初期に年貢米の江戸廻送を目的とした富士川水運の重要な拠点として発展し、この舟運とも関連し増穂町周辺は駿州往還や駿信往還、市川往還などの街道が通過して、物資の集積地として発展した。現在鰍沢町から増穂町の市街地をぬけて富士川とほぼ平行して南北に延びる旧国道52号は、近世より陸路にて駿河と甲州を結ぶ駿州往還（河内路）・駿河と信州を結ぶ駿信往還にあたり、青柳の追分にてそれぞれ韮崎方面と甲府方面に分岐する。河岸御蔵道はまさに青柳河岸とこれら街道を結ぶ役割を担っていた。さらに増穂町市街地より富士川を経て対岸の市川方面への往来に際して、高田の渡しが存在していた。この渡しは昭和期まで存続している。

近世後期もしくは明治初期頃に描かれたと推測される小河内照一郎家所有の青柳村絵図（註）には、青柳河岸跡をはじめ高田の渡しや御蔵道、周辺の水路等まで描かれており、当時の青柳周辺の状況を窺い知る事ができる。

第２節　調査体制

現在、増穂町町内で周知される遺跡は約40遺跡におよぶ。その分布状況は、主に西側山間部の緩斜面や丘陵山裾部、東部の扇状地内の湧水列周辺に集中している。町屋口遺跡(1)は、まさに富士川を臨む湧水列範囲内に立地する。町の西側山間部には、縄文時代中期を中心とした遺跡が点在する。いずれも丘陵部の緩斜面等を利用した集落跡で、住居跡から縄文土器や打製石斧、石棒等が出土している。

丘陵山裾部周辺では、主に縄文時代から弥生時代、もしくは縄文時代から古墳時代に至までの複合遺跡が多数分布する。北側を坪川の支流秋山川に、南側を利根川によって開析される眷米地区には、眷米北山遺跡(2)、眷米上平遺跡(3)、大明神遺跡(4)などが知られている。戸川流域にあたる最勝寺地区には最勝寺平野遺跡(5)、最勝寺西の入遺跡(6)、最勝寺大堀田遺跡(7)、大久保広見遺跡(8)、眷米中尾田遺跡(9)が点在する。この眷米地区と最勝寺地区には、それぞれ検出された古墳時代の集落跡との関連がうかがえる古墳が分布する。眷米地区には、5世紀頃の築造とされ、副葬品として銅鏡や勾玉が出土した法華塚古墳(10)をはじめ、狐塚古墳(11)、塚穴古墳(12)、二十三夜塚古墳(13)が知られている。一方、最勝寺地区は戸川の右岸沿いに大塚古墳(14)、鎌塚古墳(15)、無名塚１号(16)、無名塚２号墳(17)、馬門古墳(18)等の古墳が展開する。

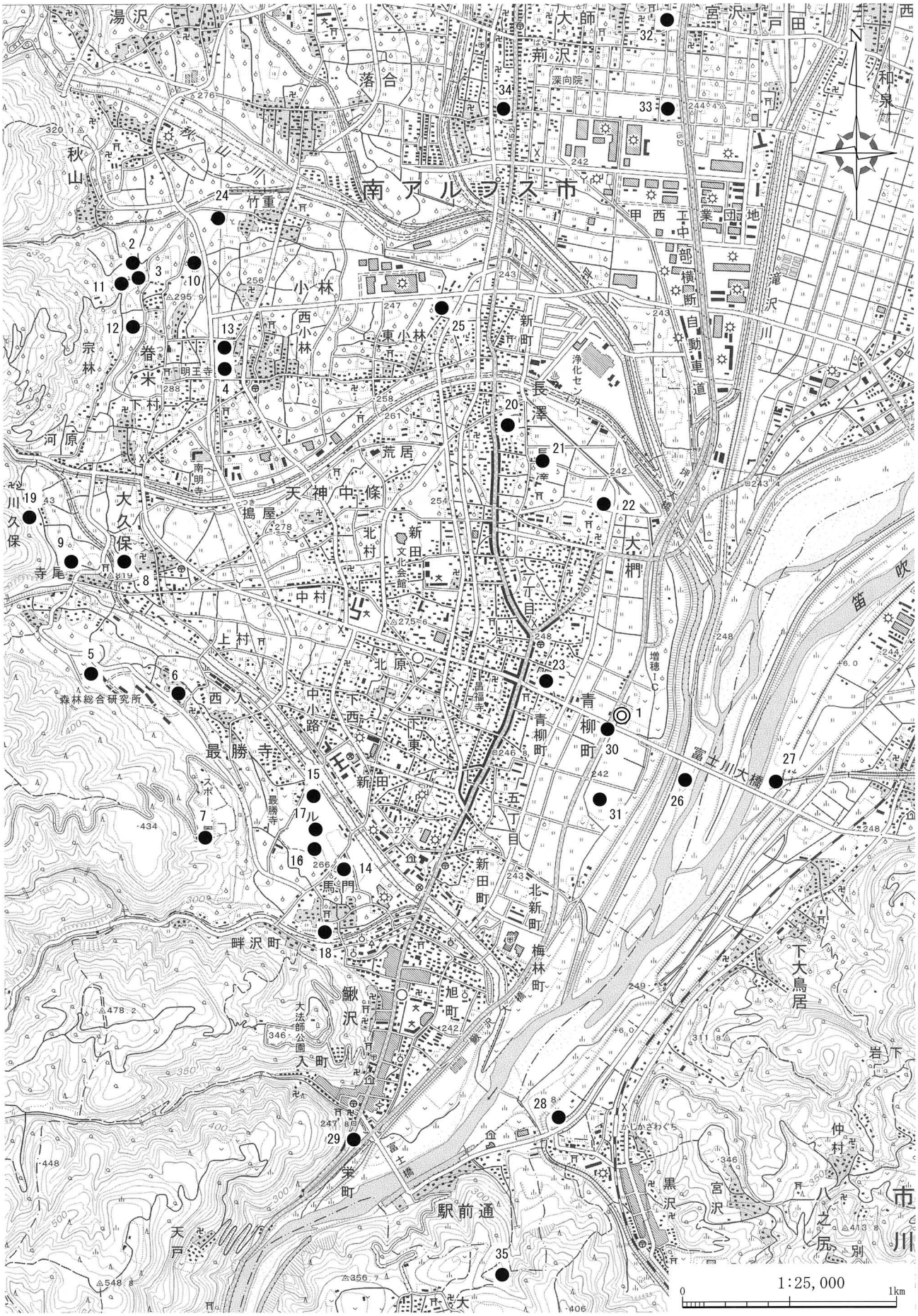
南アルプス市
湯沢
落合
大師
荊沢
宮沢
戸田
和泉
秋山
竹重
小林
西小林
東小林
宗林
巻
明王寺
下村
河原
荒居
天神中條
南明寺
大久保
寺尾
新田
文化会館
中村
上村
北原
西入
森林総合研究所
最勝寺
下西
下東
中小路
新田
馬門
畔沢町
鰍沢
大法師公園
入町
旭町
新田町
北新町
梅林町
青柳町
五丁目
長澤
長澤寺
新町
浄化センター
甲西工業団地
中部横断自動車道
増穂IC
富士川大橋
富士橋
鰍沢大橋
駅前通
栄町
天戸
大
黒沢
宮沢
八之尻
別
下大鳥居
岩下
仲村
滝沢川
笛吹
1:25,000
0
1km

図1　周辺の遺跡分布図

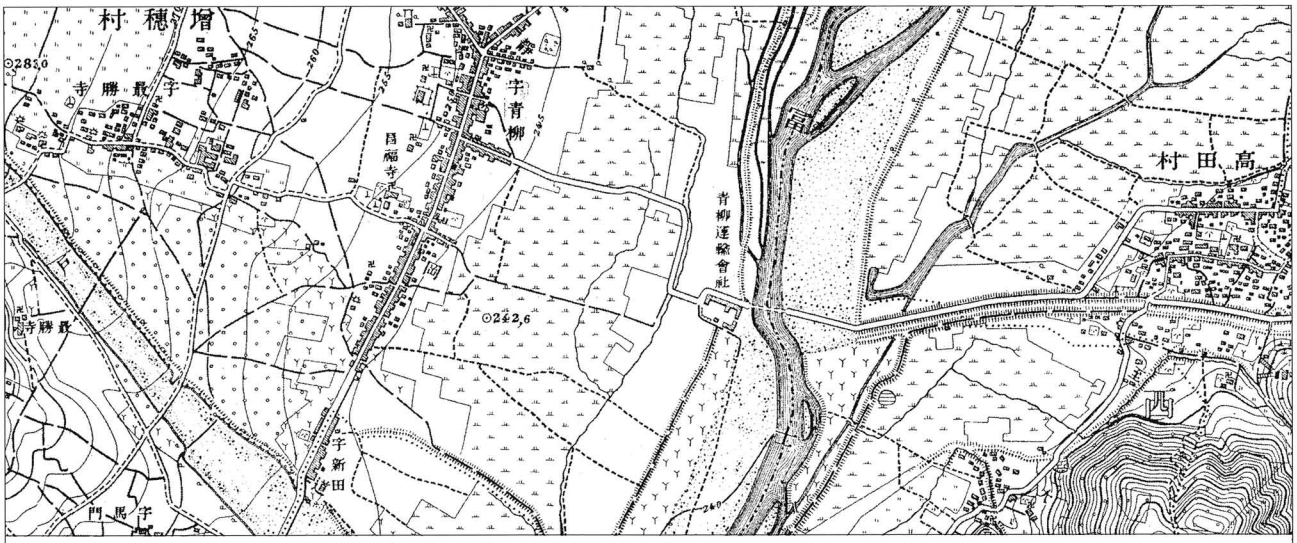

明治21年測量　同24年製版　同年9月29日出版　大日本帝国陸地測量部　2万分之1

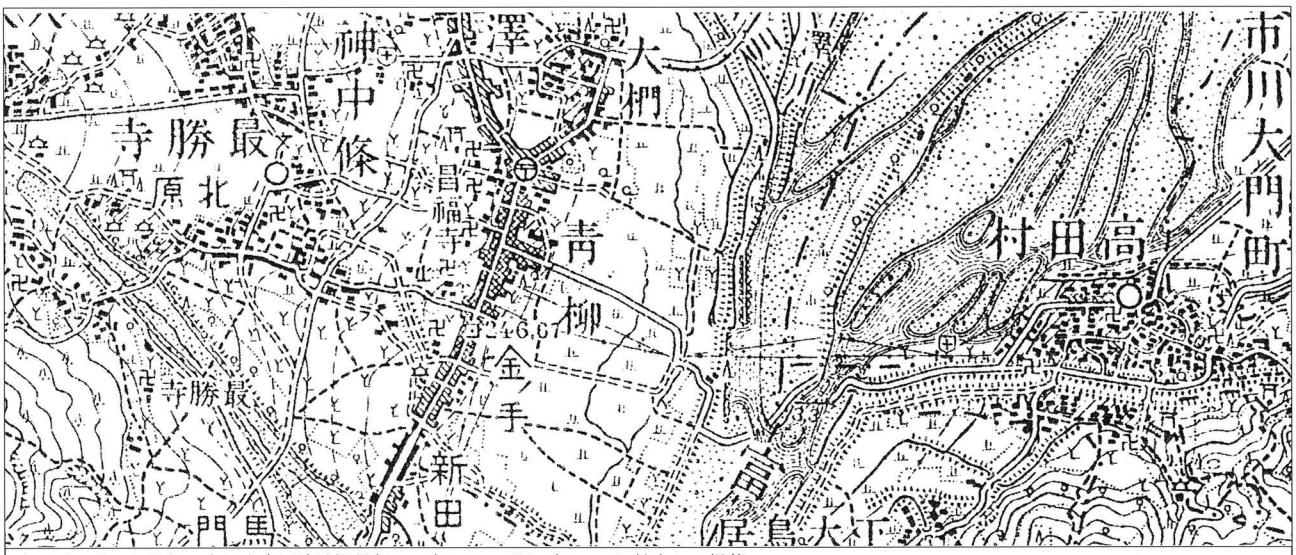

大正4年6月25日発行　大日本帝国陸地測量部　1／50,000　※1／25,000に拡大して掲載

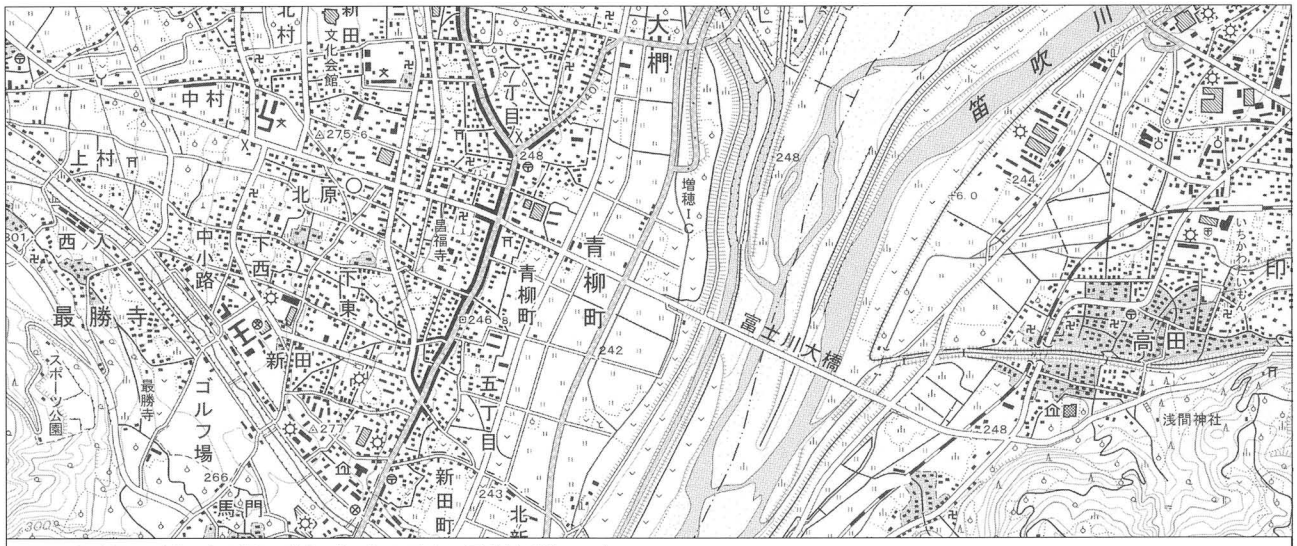

昭和46年改測　平成20年更新　平成21年6月1日発行　国土地理院　1／25,000

図2　遺跡及び周辺の変遷地図

古代においては、春米の南山中腹に立地し、泥塔焼成遺構及びその廃棄遺構が検出された権現堂遺跡(19)が知られている。調査の結果、全長約12cm前後を測る素焼きの泥塔の出土点数は1,088点にものぼり、平安末期における仏教への信仰を垣間見ることのできる貴重な遺跡である。

東部の扇状地内の利根川右岸沿いには、長沢平池遺跡(20)、長沢長池遺跡(21)、大椚遺跡(22)、青柳遺跡(23)等が分布する。また、坪川流域周辺には小林竹重遺跡(24)や安清の池遺跡(25)が確認されている。これらの遺跡は湧水列に沿って分布し、主に弥生から古墳時代の遺物の散布地として周知されている。これは当時の水稲耕作に伴い利便性の高い水源確保のため湧水列周辺に進出したことを示す遺構と推測される。

平成19年6月、増穂地区築堤護岸整備事業に伴い実施された青柳河岸跡(26)の調査では、土堤状の高まりや石垣等が検出され、陶磁器や古銭、ガラス製品等が出土したものの、河岸の範囲は後世の護岸整備により河川敷となっており、青柳河岸の正確な範囲と特定できる遺構は検出されなかった。対岸には、青柳河岸を含む増穂市街地と市川市街地とを結ぶ高田の渡し(27)が立地する。この渡しは昭和30年代まで存続している。

この富士川沿いの約1.7km下流左岸には黒沢河岸跡(28)、約2.4km下流右岸には鰍沢河岸跡(29)が存在する。鰍沢河岸跡おいては、平成17年より度々調査が実施され、当時における富士川水運の状況・変遷等が徐々に明らかになりつつある。

なお、甲西道路改築工事や中部横断自動車道路建設に伴い、これまでに近接する町屋口遺跡(30)及び藤田池遺跡(31)の発掘調査が実施されている。その詳細については、本章3節において述べる。

増穂町に隣接する市町村の目を向けると、まず北接する南アルプス市にて平成5～6年度、および平成8年度にかけて甲西道路建設に伴う発掘調査が実施され、大師東丹保遺跡（32）では、弥生時代から鎌倉時代にかけての集落及び水田跡検出され、網代を含む多数の木製品が出土している。宮沢中村遺跡(33)では、中世の水田跡と共に杭や網代を用いた護岸施設が検出され、戦国時代の建物跡や江戸時代の村落等も検出されている。周辺には、陸路にて駿河より鰍沢、青柳の追分けを経て韮崎、さらに信州へと至る駿信往還の宿場として周知される荊沢宿(34)が存在する。

一方、町の南東側に位置する市川三郷町には、富士川を眼下に臨む標高約360mの左岸の台地上に宮の前遺跡(35)が立地し、昭和57年に県警察本部のヘリポート建設に伴う発掘調査の際、縄文時代中期の集落跡が検出されている。

なお、すでに１章より引用している青柳河岸に通じる『河岸御蔵道』については、江戸時代の「青柳村明細帳」に「河岸御蔵道」との記載がある。また、今回掲載している小河内照一郎家所有の「青柳村絵図」内にも同様に「御くら踏」との記載が確認することができる。また、「作場通い道」については、同様に絵図に記載があるものの、御蔵道のように固有道路を指す呼称ではなく、今日でいう農道全般を指し示すものであり、絵図に赤く表示された道はすべて「作場通以踏」という扱いで表記されている。

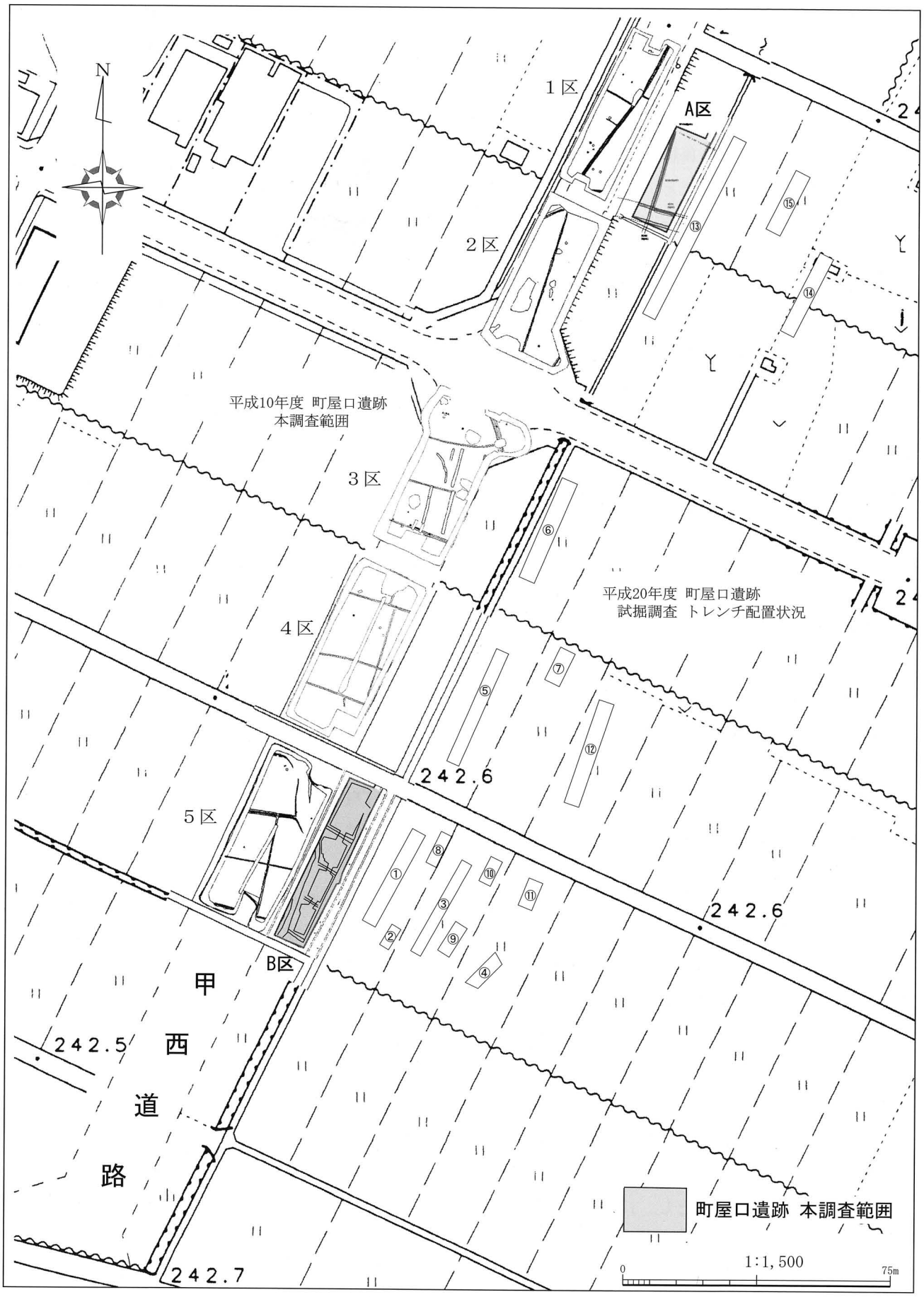
N
1区
A区
2区
平成10年度 町屋口遺跡
本調査範囲
3区
4区
平成20年度 町屋口遺跡
試掘調査 トレンチ配置状況
242.6
5区
B区
242.6
甲
242.5
西
道
路
242.7
町屋口遺跡 本調査範囲
1:1,500
0
75m

図3　遺跡周辺地形図

第３節　従前の調査

（１）甲西道路敷設に伴う発掘調査

平成8年2月、一般国道52号（甲西道路）改築工事に伴い町屋口遺跡の遺跡確認調査が実施された。その結果、江戸時代後期の陶磁器や金属製品が検出された。本遺跡は、富士川の氾濫原にあたり、甲州三河岸の一つである青柳河岸からもほど近いこと、さらに青柳河岸の北側には増穂町と市川大門町とを結ぶ高田の渡しが江戸時代より長く続いており、これらに関連する遺構が検出される可能性が高いことから、本調査を実施する運びとなった。

平成10年5月20日から 同年12月22日にかけて、道路建設範囲にあたる11,000㎡について山梨県埋蔵文化財センターが本調査を実施した。調査の結果、水田跡及びそれらを区画する畦畔跡とともに、青柳村から河岸へと続く道路状遺構が検出された。この道路状遺構は河岸御蔵道として絵図にも残っており、遺構周辺より古銭（寛永通宝）やかんざし、陶器の土瓶片等が出土している。また、調査区の南側では杭と舟板を土留め板に転用した水路跡を検出している。水路跡は細い杭を密に埋設した乱杭で幅の狭い水路を構成した初期のものと丸太を一定間隔に配し、その間を土留め板として舟板を用いた時期の大きく2時期存在することが明らかとなった。覆土の堆積状況、杭や舟板の状況から、水路跡は河川の氾濫により埋没したり、破損したりするたびに修復を行いながら使用されていたことが判明している。その後水路跡の一部は、粘土を敷き詰め周囲の水田面より高く盛り上げ作場通い道として使用していた可能性が指摘されている。

（２）中部横断自動車道路建設に伴う試掘調査

平成19年ならびに20年に本遺跡の東側にて、中部横断自動車道路建設に先立ち山梨県埋蔵文化財センターにより試掘調査を実施している。平成19年11月19日から21日にかけて、本遺跡の南側に展開する藤田池遺跡の範囲にて確認調査が実施された。事業対象面積約6,600㎡のうち約448㎡について、試掘トレンチを7ヶ所設定し、試掘調査を実施した。

試掘調査の結果、7ヶ所設定したトレンチのうちの5ヶ所において畦畔が確認され、出土した陶磁器片から明治後半から大正期の遺構と推測された。「御蔵道」については確認されず、おそらく現道と重複しているものと推測された。

翌平成20年2月22日及び25～27日にかけて同じく中部横断自動車道路（増穂インターチェンジ）建設事業に伴い事業対象面積約9,800㎡のうち約360㎡について、試掘トレンチを9ヶ所を設定し、試掘調査を実施した。前回の試掘調査の際に現道と重複すると推測された河岸御蔵道について、アスファルトを除去し精査をした結果、現地表面より約1.5mの地点において地山の青灰色粘土を削平して茶褐色粘土及び砂利を敷いた硬化面を検出した。道幅は約2.2mを測り、道路の南側には遺構に沿って地山の青灰色の粘土層を掘り込み、礫を敷き詰め排水路を有してることが判明した。

さらに同事業に伴い同年12月8～12日にかけて、増穂町青柳字1148-1外にて事業対象面積約12,370㎡のうち約5,47.3㎡について試掘トレンチを15ヶ所を設定し、試掘調査を実施した。調査範囲は甲西道路（一般国道52号）及び本調査区とは用水路を隔てて東側に近接する。富士川大橋より甲西道路へとつづく東西の道路を隔てて、南側を1区、北側を2区とし、1区にトレンチ12ヶ所（第1～12トレンチ）2区にトレンチ3ヶ所（第13～15トレンチ）をそれぞれ設定した。調査の結果、第13・15トレンチで道幅4～4.5mを測る御蔵道を確認している。13トレンチにおいては、道の両脇で杭を検出している。一方1区では第3・第9トレンチにおいて杭列を検出している。ただし、検出した杭列は、平成10年度の一般国道52号線改築に伴う町屋口遺跡の調査の際に検出した

水路跡を後世に盛土して道路として転用した『作場通い道』とは検出した杭列の方向が異なることから、同一の遺構ではなく、また遺構の性格も水田へと水を取り込む取水口の可能性が指摘されている。

今回調査を実施した範囲は、平成10年度に実施された調査と平成19年度より実施されている中部横断自動車道路に伴う試掘調査範囲の間を埋めるものであり、平成10年度に現在の甲西道路範囲にて検出された青柳の河岸へと延びる御蔵道と、水路跡から道路へと転用された作場通い路の存在を明確にするためのものである。

【参考文献】

大木丈夫・網倉邦生・山本茂樹　2000　『山梨県南巨摩郡増穂町町屋口遺跡』山梨県埋蔵文化財センター調査報告書　第177集　山梨県教育委員会　建設省関東地方建設局甲府事業事務所

坂本美夫・山本茂樹　2008 『山梨県内分布調査報告書（平成19年1月～12月）』 山梨県埋蔵文化財センター調査報告書 第257集　山梨県教育委員会

山本茂樹・上原健弥　2009 『山梨県内分布調査報告書（平成20年1月～12月）』 山梨県埋蔵文化財センター調査報告書 第263集　山梨県教育委員会

笠原みゆき・古郡雅子　2009　『年報25』　山梨県埋蔵文化財センター

第４節　基本層序

本遺跡は富士川の右岸に立地し、釜無川、笛吹川、坪川など複数の河川が合流する地点に程近く、河川の氾濫原である。現況はA・B区ともに水田であり、標高は約214～242mである。図4にA区の北側調査区壁面、B区の西側調査区壁面における表土からの基本層序の柱状図を示しておく。現況における耕作面を含む3面の工作面が確認できる。現況の耕作面（Ⅰ～Ⅱ層）は、昭和40年代に実施された農地区画整備後にあたり、中間の耕作面（Ⅲ層）は明治期大洪水後に営まれたもの、最下層の耕作面（Ⅴ層以下）がそれ以前の近世期から明治初期にかけての耕作面と推測される。

砂層で構成されるⅠ層とⅡ層との間及びⅢ層中にはそれぞれ4～5mmの薄い粘土層の堆積が認められ、それぞれが水稲耕作に伴う苗床であったことがうかがわれる。Ⅳ層下部は砂層の粒子が粗くなるとともに、多量の流木片等が混入しており、洪水時に河川より溢れた土砂等が本遺跡範囲に堆積していること示すものでる。またⅥ層の青灰色粘土層に至までの砂層は、水流に洗われたために複雑に混じり合っており、分層が困難な箇所等も見受けられる。

Ⅰａ層	暗灰黄色	表土　シルト混じりの粗砂、粘土粒を適量含む。しまり、粘性を若干有する。
Ⅰｂ層	暗灰黄色	耕作土　シルト混じりの粗砂、粘土粒を少量含む。しまり、粘性を若干有する。
Ⅱ層	灰黄褐色	シルト混じり中粒砂、粘土粒・粘土ブロックを少量含む
Ⅲａ層	褐灰色	暗褐色の粗砂、粘土粒を多量に含む。しまり、粘性ともに若干有り。
Ⅲｂ層	褐灰色	シルト混じりの中粒砂、粘土粒を含む。しまりに乏しく、若干の粘性を有する。
Ⅲｃ層	褐灰色	シルト混じりの中粒砂、粘土粒を少量含む。しまり、粘性ともに乏しい。
Ⅳ層	黄褐色	粗砂混じりの中粒砂砂。覆土中に流木等の木片混入。しまりややあり、粘性なし。
Ⅴ層	褐灰色	粗砂混じりの中粒砂、粘土粒を少量含む。しまりややあり、粘性若干有り。
Ⅵ層	青灰色	粗砂混じりの粘土、しまり、粘性ともに有り。B区において畦畔や水路に沿って人為的に稲藁が敷かれた状況を検出。

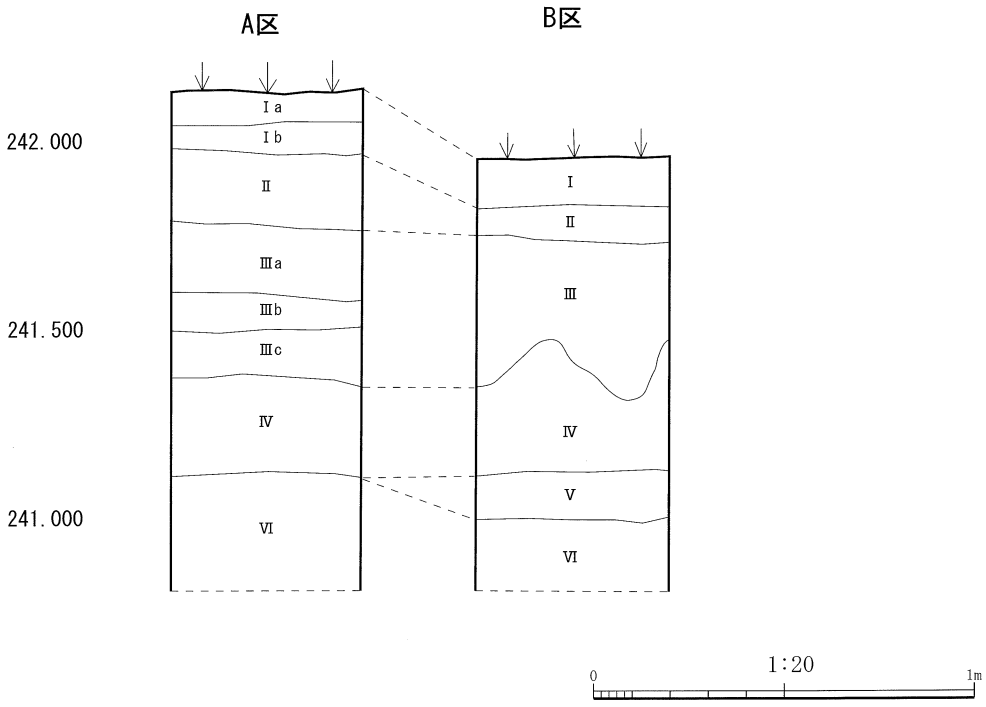

図4　基本土層図

第３章　調査の結果

今回の調査によって検出された遺構は、道路状遺構（河岸御蔵道）1条、水路跡1条、水田畦畔10条、排水遺構1基である。その内訳は、調査区A区において道路状遺構1条（SD01）、水田畦畔4条（SD03～06）、調査区B区で水路跡1条（SD02）、水田畦畔4条（SD07～10）、排水施設1基（SD11）である。

A、Bの両調査区の現況は水田であり、その周囲は西側を南北に縦断する甲西道路、北側は農道、東側と南側はともに農業用水路に区画されている。今回検出したこれらの遺構はいずれも近世～近・現代にかけての遺構である。以下、調査を通じて検出した遺構・遺物について調査区毎に述べる。

なお、遺構検出に際しては湧水を伴ったため、常時排水作業を行いながらの掘り下げ作業となった。また、B区の西側壁面寄りで検出したSD02水路跡の覆土はその多くを砂層が占めており湧水や降雨により部分的に崩落する可能があることから、安全対策上のり面を設けての調査となり、水路の底部まで完全に掘り下げるには至らなかった。遺構に伴う遺物の採取についても同様である。

第１節　遺　構

《調査区A区》

ＳＤ０１（河岸御蔵道跡）（図5、図版1・3）

〔位　置〕A区調査範囲の南端部にて検出。遺構は東西方向にさらに調査区外へと延びる。

〔規模・形態〕主軸方向 N-70°-W。検出した道の全長は調査区東西幅で約10ｍであり、さらに調査区の外へと延びる。道路幅は約3.4～3.8ｍを測り、道の両側に遺構と平行する側溝を有する。側溝の幅は上面で約1ｍ、下面で約20cm、深度は約50cmである。道の中央部分は、非常に固く締まっており、轍等により若干くぼむものの、その断面形状は、概してカマボコ型を呈する。

〔重複関係〕SD01＜SD03、SD04、SD05。検出面が異なるため、層位的な切り合い関係はにはない。遺構検出面からは、荒砂に混じり流木片等が数点出土した。このことから洪水等で周辺が冠水して遺構が埋没した後に、SD03～06の畦畔が営まれたこと推測できる。

〔観察事項〕

遺構断面状況：道の表面は、礫と砂と粘土により構成され、極めて固く締まっている。断面状況から、遺構は地山の青灰色の粘土層上面を削平し、その上に礫と荒砂に粘土を混ぜて構築している。道の路肩部分は、主に砂と粘土で固く転圧しており、礫をほとんど含まない。道を構成する礫及び荒砂の層は、2層に分層され、下層側の上面も比較的平坦で固く締まっていることから、遺構は道路として2時期あった可能性が想定される。断面観察のため東西の調査区壁面付近を断ち割って掘り下げた際に、覆土中から礫・砂等に混じって細かな陶磁器の小片等が出土している。

道路表面は固く締まっているものの、礫はほとんど露出しておらず、シルト質の砂が薄く堆積している状況であった。検出時に硬化面が徐々に乾く過程で、若干轍によりくぼむ部分で、大八車等の車輪の痕跡と推測される2～3cm幅の帯状のすじが見受けられた。

付帯施設状況：遺構の両側溝は、地山の青灰色粘土層を掘り込み、その際の発生する粘土は側溝のさらに外側に盛り上げている。側溝の底面には、直径約10～12cmの礫を配している。道の側面から検出した杭は４本のみであったが、その間隔は約90cmと等間隔で打ち込まれていた。杭間には、土留め板の要領で竹が横に2～3本はわせてた状況で検出された。

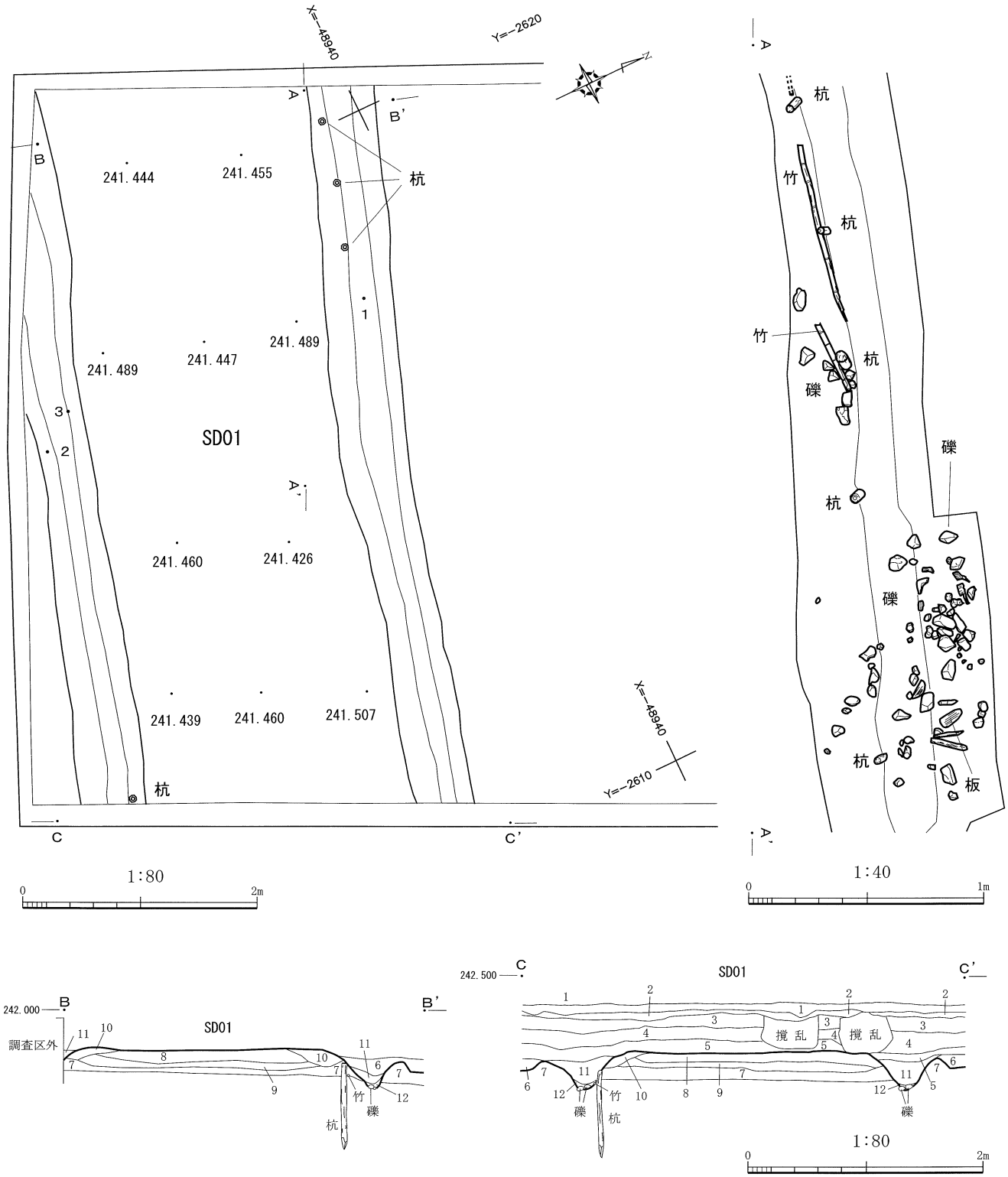

1.灰黄褐色	締まり強い	粘性やや弱い	シルト混じりの粗砂、粘土粒を適度に含む。
2.暗灰黄色	締まりやや強い	粘性やや弱い	シルト混じりの粗砂、粘土粒を少量含む。
3.灰黄褐色	締まり弱い	粘性弱い	シルト混じりの中粒砂、粘土粒・粘土ブロックを少量含む。
4.暗褐色	締まりやや弱い	粘性弱い	シルト混じりの中粒暗褐色砂、粘土粒を少量含む。
5.褐灰色	締まりやや弱い	粘性弱い	粗砂混じりの中粒層、粘土粒を微量に含む。流木等が混入。
6.褐灰色	締まりやや弱い	粘性やや弱い	シルト混じり中粒砂、粘土粒を少量含む。
7.青灰色	締まり強い	粘性強い	粗砂混じりの青灰色粘土層。
8.黄灰色	締まり非常に強い	粘性弱い	礫を多量に含む。シルト混じりの粗砂、粘土粒を微量に含む。
9.褐灰色	締まり非常に強い	粘性弱い	礫を適度に含む。シルト混じりの粗砂、粘土粒・粘土ブロックを少量含む。
10.暗灰黄色	締まり強い	粘性やや弱い	シルト混じりの粗砂、粘土粒・粘土ブロックを多量に含む。
11.灰オリーブ色	締まりやや強い	粘性やや弱い	シルト混じりの粗砂、粘土粒・粘土ブロックを含む。（側溝覆土）
12.灰オリーブ色	締まりやや強い	粘性やや強い	粗砂混じりの青灰色粘土

図5　SD01遺構平面図、断面図

道の側溝に残存していた杭について両側溝それぞれで採取した、使用されていたのはアカマツ材で、全長は約1.15～1.2m、直径約5.5～7.5cmを測る。杭はほぼ垂直に約1.0～1.1mほど埋設され、その先端部は約15～20cmの範囲で、鋭利に加工が施されている。

道と杭間で検出した竹は最長のもので約63cmであり、端部の片側は切断したような痕跡が残るものの、その反対側は腐食が進んでおり、どの程度の規模の竹を用いていたかは不明である。竹は両側溝に沿って道と杭との間ほぼ一貫して土留め板の要領で埋設されている。比較的良好に残存している部分でも竹が2段積まれている状況で、これらの竹が土留め板の代用として機能していたかは不明である。

東西方向で検出した北側側溝の中央付近で多量の礫と小札状の板や杭が集中して出土した。その範囲より下駄が1点出土しているが、その性格については不明である。

〔時　期〕近世より近代の所産と考えられる。遺構検出時において、遺構上面、道路遺構の硬化範囲で、流木や畳の一部と推測される繊維片が堆積していた。このことから、御蔵道の最終段階は、洪水により冠水した際に埋没したことが想定される。御蔵道の起源については、江戸時代の寛永15（1638）年には青柳河岸に御米蔵がたつとの記載があることから、その前後には、河岸とを往復する手段として御蔵道が敷設されたことが推測されるものの、氾濫原に立地することから、洪水等により埋没し、道筋か変更されることも想定され、その詳細については定かではない。逆に、埋没したした時期については、明治36（1903）年に青柳運輸合資会社が解散し、明治38（1905）年に御米蔵を移築している。その後、明治40（1907）年に大洪水が発生している。その際、洪水により笛吹川の川筋が変わり、今日のようになったとの記録があることから、御蔵道の埋没はこの時期にあたると推測される。

〔出土遺物〕遺構の北側側溝内覆土中より陶器が1点、南側側溝内覆土中より磁器が2点、礫集中箇所から下駄が1点出土している。

ＳＤ０３（畦畔跡）（図6、図版4）

〔位　置〕調査区A区をほぼ南北方向に縦断して検出、さらに調査区の南側へ延びる。

〔規模・形態〕検出した範囲における規模は全長27.2m、幅0.5～0.7m、周囲の耕作面よりの高さは10～15cmである。畦畔の断面形態は、台形型を呈する。主軸方向はN-17°-Eである。

〔重複関係〕SD01＜SD03。遺構検出面が異なるため、SD01との層位的な切り合い関係はにはない。SD03を含むSD04～06の畦畔は河岸御蔵道（SD01）が埋没後に造成されたものである。

〔観察事項〕畦畔の北側端部は水を引くため調査区の北西隅で途切れ、取水の溝を隔ててSD06が存在する。南側端部はさらに調査区外へ延び、確認することはできなかった。

〔時　期〕近代の所産と推測される。SD01（河岸御蔵道）に後出する遺構であることから、明治36年に青柳運輸会社の解散以降に河岸御蔵道がその機能を失った後の所産であり、明治40年の大洪水以降に営まれたものと推測される。

〔出土遺物〕畦畔検出に伴う遺物の出土は認められない。

ＳＤ０４（畦畔跡）（図6、図版4）

〔位　置〕調査区A区の南東側、調査区を南北に縦断するSD03、SD05に直交するように東西方向に検出。遺構は調査区の東側へさらに延びる。

〔規模・形態〕畦畔の西側端部は、SD03、05の手前で途切れる。断面形態は台形型を呈する。規模は全長5.7m、幅0.8～0.9m、耕作面からの高さ12～15cmで、主軸方向はN-75°-Wである。

〔重複関係〕SD001＜SD004。遺構検出面が異なるため、SD03と同様にSD01より後出する遺構である。調査区東壁面に接する部分は撹乱のためその手前で消滅するものの、さらに調査区南東方向へ延びているものと推測される。

〔観察事項〕畦畔のすぐ脇において畦畔と平行する足跡が3ヶ所確認された。

〔時　期〕近代の所産と推測される。SD01（河岸御蔵道）に後出する遺構であることから、明治36年に青柳運輸会社の解散以降に河岸御蔵道がその機能を失った後の所産であり、明治40年の大洪水以降に営まれたものと推測される。

〔出土遺物〕畦畔検出に伴う遺物の出土は認められない。

ＳＤ０５（畦畔跡）（図6、図版4）

〔位　置〕調査区A区をほぼ南北方向に縦断して検出。SD03に平行するように検出。遺構はSD04と接する地点で完結する。

〔規模・形態〕調査区の北西端部の取水口と推測される部分からSD03と平行して南東方向に延び、SD04の手前が端部となって途切れる。規模は、全長23m、幅0.25～0.3m、耕作面からの高さ8～10cm、断面形態はかまぼこ型を呈する。主軸方向N-16°-Eである。

〔重複関係〕SD001＜SD05　畦畔SD03と同様に、検出状況よりSD01より後出する遺構でる。

〔観察事項〕SD03と併走するSD05は、SD03、04、06とは異なり水田を区画する畦畔ではなく、調査区北西端部より取水した水をSD03との間を経由してSD04の南側に広がる水田へと引水するための役割を担っていると推測される。なお、SD05の南端部において、礫が3点出土した。遺構検出面において、その他に礫の検出は認められなかったことから、礫は調査区北西端部より引水した水を塞き止めたりするために用いられた可能性が想定される。

〔時　期〕近代の所産と推測される。SD01（河岸御蔵道）に後出する遺構であることから、明治36年に青柳運輸会社の解散以降に河岸御蔵道がその機能を失った後の所産であり、明治40年の大洪水以降に営まれたものと推測される。

〔出土遺物〕畦畔検出に伴う遺物の出土は認められない。

ＳＤ０６（畦畔跡）（図6、図版4）

〔位　置〕調査区Ａ区の北東端部にて検出。畦畔SD03およびSD05に近接し、さらに調査区北西側へ延びる。

〔規模・形態〕主軸方向はN-17°-Wである。部分的な検出であり、全長約1.4m、幅0.25～0.3m、耕作面からの高さは約12cmである。部分的検出のため断面形態は不明であるが検出した位置より畦畔としての性格はSD03と類似していると推測され、その断面形状も台形型と推測される。

〔重複関係〕単独での検出であり、重複関係は認められない。

〔観察事項〕調査区を東西に分断するように検出されたSD03が調査区の北西端部で途切れ、その延長上に検出された。遺構はさらに北西方向に向かって調査区外へと延びている。SD03とSD06との隙間が水田へとの取水口となっており、調査区西側より当調査区側へ、さらにはSD03とSD05との間を経て調査区の南東側へと引水する部分と推測される。

〔時　期〕検出面はSD03～05と同一であることから、その時期についても同様、明治40年の大洪水以降の所産と推測される。

〔出土遺物〕畦畔検出に伴う遺物の出土は認められない。

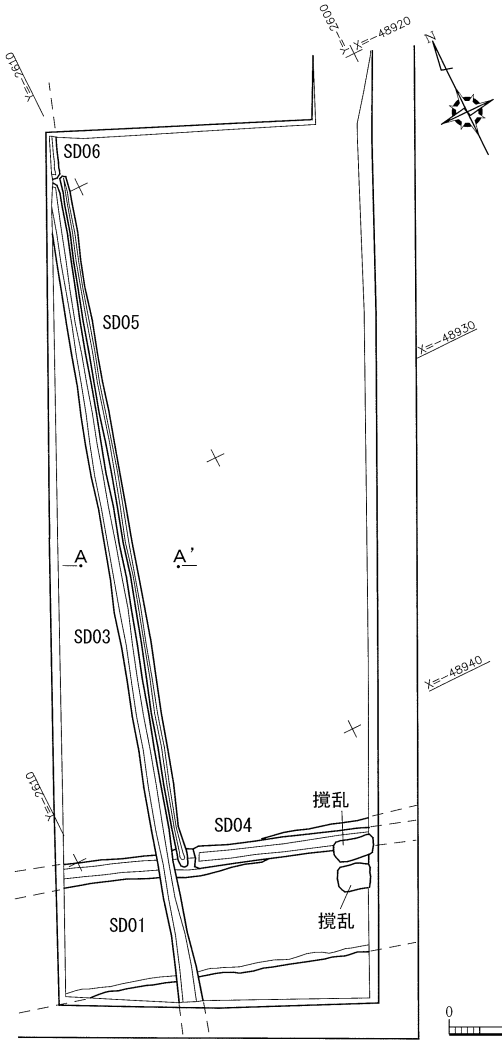

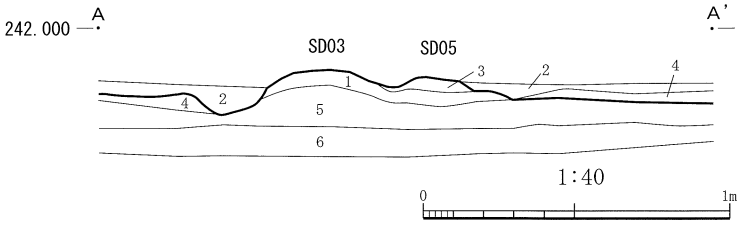

1. 暗灰黄色　締まり強い　粘性やや強い
シルト混じりの中粒砂、粘土粒を微量に含む。
2. 暗灰黄色　締まりやや強い　粘性やや弱い
シルト混じりの中粒砂、粘土粒を適度に含む。
3. 灰黄褐色　締まり弱い　粘性弱い
シルト混じりの中粒砂、粘土粒・粘土ブロックを少量含む。
4. 暗褐色　締まりやや弱い　粘性弱い
シルト混じりの中粒暗褐色砂、粘土粒を少量含む。
5. 褐灰色　締まりやや弱い　粘性弱い
粗砂混じりの中粒層、粘土粒を微量に含む。流木等が混入。
6. 褐灰色　締まりやや弱い　粘性やや弱い
シルト混じりの中粒砂、粘土粒を少量含む。

図6　A区遺構平面図、SD03・05断面図

《調査区Ｂ区》

ＳＤ０２（水路跡）（図7、図版4・5）

〔位　置〕調査区Ｂ区の中央西側壁面より調査区の西側壁面に沿って検出。調査区南西端部よりさらに調査区外の南方向へに延びる。

〔規模・形態〕検出範囲において、全長約27.5m、水路の両側の杭が残存している箇所における水路幅は約1.1～1.8mである。また、水路内より検出した乱杭及び麻縄で構成され、SD02に先行すると推測される水路の幅は約0.6～0.9mである。水路は西側壁面より南東方向へ向かって検出された。つまり平成10年度調査の際に検出した水路の延長上にて検出され、両遺構が同一のものであることが明らかとなった。水路は調査区の中央部で、西側壁面より東へ約1m程の地点で南側へと流路変え、その後はほぼ直線的に南南西方向へと南下する。検出した水路の右岸の杭及び土留め板について、調査区南壁面から約11.5～14mの範囲で杭は等間隔で検出したものの、土留め板の検出には至らなかった。調査区の西側に残存しているのか、後世に抜き取られてしまったのかは不明である。同様に南壁面から約7.2～11.5mの範囲では杭・板ともに水路の内側へ倒れ込み、水路幅の約３分の１程度を塞いでいる。直進する範囲における主軸方向はN-20°-Eである。

〔重複関係〕単独での検出。調査区内において遺構の重複関係は確認できなかった。ただし、先述したように水路内には乱杭と麻縄で構成される幅の狭い水路跡が検出され、その水路がSD02に先行して存在していたことが推測される。乱杭の検出範囲は水路内の一部分であり、その範囲の特定は不可能である。さらに、遺構内は湧水が伴い、水路内の土砂の堆積状況は複雑のため、断面観察のによって遺構の重複関係を特定するには至らなかった。

水路へ向かって直交する畦畔SD08～10については、検出面が同一面であること、SD10の南側に隣接して検出したSD11排水施設の流路はSD10脇からSD02水路に向かって水田の水を排水す るための施設と推測されことから、検出したこれらの畦畔はいずれも水路跡と同時期の遺構であると考えられる。

〔観察事項〕平成10年度の甲西道路建設に伴う発掘調査で検出した水路跡が引き続き検出された。南東方向に向かっていた水路跡は本調査区内にて南へと流路を変えそのまま調査区の南壁面へほぼ直進する。

水路跡に用いられている杭は、計測のため残存状況のよいものを選んで採取した。杭の長さは最長のもので約2.45m、短いもので約2.07m、直径は約8cm前後のアカマツ材であった。先端部は約15～20cmの部分より鋭角に加工している。埋設される杭の間隔は場所により均等ではないが、均等に埋設されている箇所では約90cmの間隔で打ち込まれている。

乱杭は、水路内で局地的に列をなして検出された。杭検出のため掘り下げたところ、乱杭同士は、麻紐で結われている状況が確認できた。使用されていた杭は、全長約1.1～1.3m、直径約3.0～4.5cmである。水路内に露呈している部分は水流により摩滅が進み、先端部ほど鋭角に尖っている。埋設している部分は人為的に加工が施され、先端部より約25～35cmの範囲で四角錐状に削らされている。用いられている木材はネズミサシである。

水路の土留め板として用いられている板材は、そのほとんどが舟板であり、舟板表面には舟釘が打ち込まれていた痕跡が無数に見受けられ、一部舟釘や鋲が残ってものもあった。また、水路跡の覆土中からもそれら鉄器が出土している。これらの舟板は、富士川水運や高田の渡し等で用いられた舟を転用したものと推測されれ、検出した舟板で最も長いもので約5.15mであった。使用されていた木材は、モミ属系のものである。

富士川の水運として用いられていた高瀬舟の規模は、全長約13m、幅約2m前後といわれている。今回土

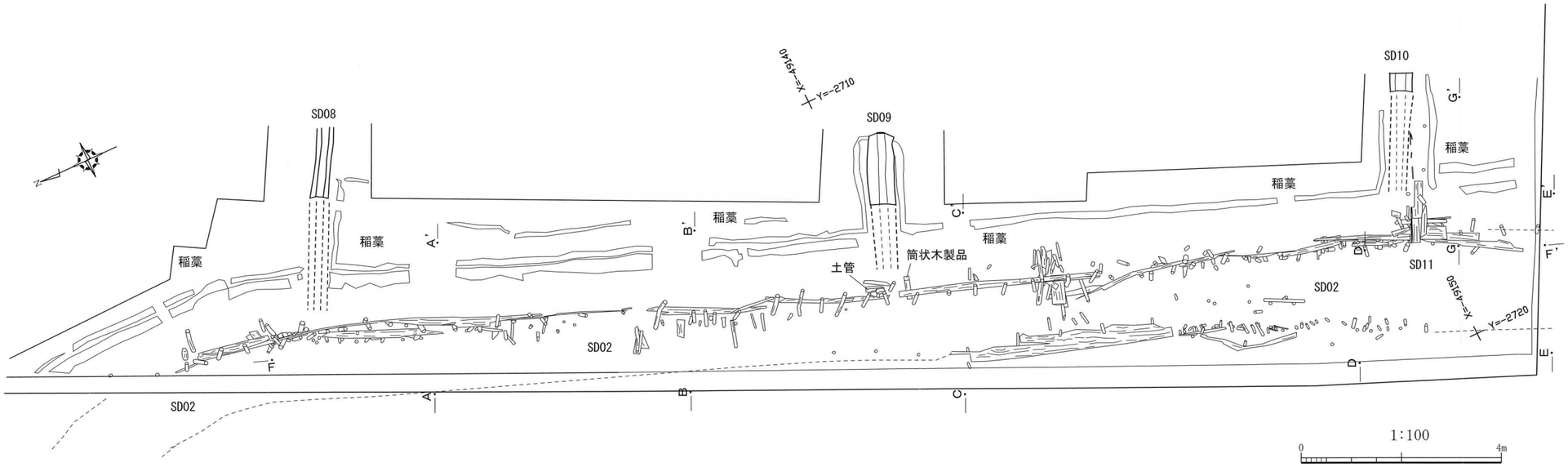

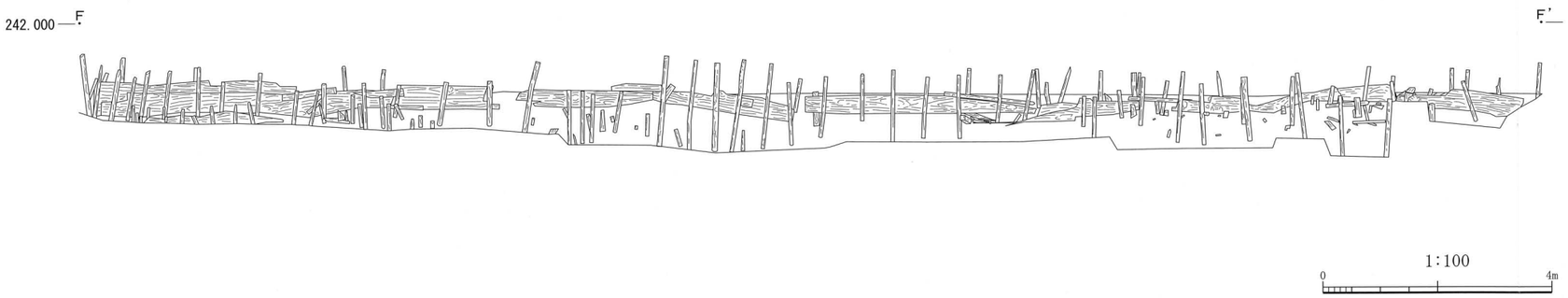

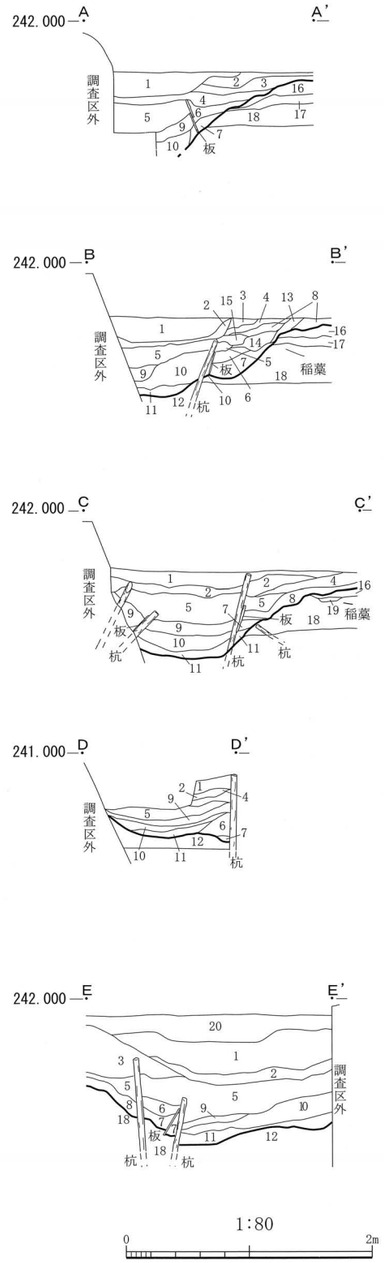

1. 灰黄色	締まりやや弱い を微量に含む。	粘性弱い	シルト混じりの粗砂、粘土粒・粘土ブロック
2. 灰黄色	締まりやや弱い	粘性やや弱い	シルト混じりの粗砂、粘土粒を適度に含む。
3. 暗灰黄色	締まりやや弱い	粘性弱い	シルト混じりの粗砂、粘土粒を少量含む。
4. 灰褐色	締まりやや弱い	粘性やや弱い	シルト混じりの粗砂、粘土粒を微量に含む。
5. 黄灰色	締まりやや弱い を多量に含む。	粘性やや強い	シルト混じりの粗砂、粘土粒・粘土ブロック
6. 黄灰色	締まりやや強い を微量に含む。	粘性やや弱い	シルト混じりの中粒砂、粘土粒・粘土ブロック
7. 灰色	締まり強い	粘性弱い	シルト混じりの中粒砂、粘土粒を微量に含む。
8. 暗灰黄色	締まりやや弱い	粘性弱い	シルト混じりの中粒砂、粘土粒を微量に含む。
9. 灰オリーブ色	締まりやや強い を多量に含む。	粘性やや強い	シルト混じりの粗砂、粘土粒・粘土ブロック
10. 灰色	締まりやや強い を多量に含む。	粘性強い	シルト混じりの粗砂、粘土粒・粘土ブロック
11. オリーブ黒色	締まりやや強い	粘性強い	中粒砂混じりの粘土。
12. オリーブ黒色	締まりやや強い	粘性強い	中粒砂混じりの粘土。
13. 暗灰黄色	締まりやや弱い を微量に含む。	粘性弱い	シルト混じりの粗砂、粘土粒・粘土ブロック
14. 暗灰黄色	締まりやや弱い	粘性弱い	シルト混じりの粗砂、粘土粒を微量に含む。
15. 暗灰黄色	締まりやや強い	粘性やや弱い	シルト混じりの粗砂、粘土粒を少量含む。
16. 灰オリーブ色	締まりやや強い を多量に含む。	粘性やや弱い	シルト混じりの粗砂、粘土粒・粘土ブロック
17. 青灰色	締まり強い	粘性やや強い	中粒砂混じりの粘土。
18. 青灰色	締まり強い	粘性強い	中粒砂混じりの粘土。
19. 灰黄褐色	締まりやや強い	粘性やや強い	シルト混じりの粗砂、粘土粒を適度に含む。
20. 灰黄褐色	締まりやや弱い	粘性やや弱い	シルト混じりの粗砂、粘土粒を少量含む。

図7　SD02遺構平面図、断面図

留め板として転用されている舟板は、舟のどの部位にあたるものなのかを特定できるものは見受けられなかった。舟板のうち、端部を丁寧に切り出しているものが確認されたが、その加工痕が造船時のものか、水路の造成時の加工痕であるのかの判別は不可能であった。

舟板には、舟釘痕等の他に土留め板として使用している過程で生じた破損部や亀裂箇所に、補修や補強を施されている状況が所々で確認された。破損箇所は添え木を丸釘等を打ち付けるなどして補修を行っている。また、流路が南へと変わる箇所は、土留め板の裏側に短冊状の板が縦に複数枚埋設され、念入りに補強が施されている状況が見受けられた。

平成10年度の調査の際、水路内より大型の切り株が出土している。このことから水路は、水害により冠水し、それらの漂流物等が堆積したために水路としての機能を失い、廃棄されたものと推測された。すでに先述しているとおり、本調査区では杭及び土留め板の一部が水路の内側へ倒壊している状況が検出された。その範囲は検出した範囲に限り約7mに及ぶ。このことから、倒壊の原因は自然災害によるものと推測され、水路の上流が漂流物により塞がれたのと同様に本調査区側でも災害によりその機能を失ったものと思われる。

遺構断面状況：水路内は湧水と調査区西側壁面の崩落防止のため、水路底面までの完全に検出するには至らなかった。検出した水路内の堆積状況はいずれも基本的にレンズ状に堆積していることを確認した。水路の底面であったと推測される層には、部分的に粗砂が堆積しており、その周辺より遺物の出土が認められた。

また、堆積状況から推測する水路の造成方法については、まず逆台形状に水路範囲を掘り込み、その両脇にほぼ垂直に杭を埋設する。採取した杭はいずれも2mを越えるものであり、水路の底面から杭のトップまでは場所により差があるものの，おおよそ１m強である。したがって、杭の約半分を地中へと埋設する。その後埋設した杭の外側に土留め板を配し、土留め板を固定するように杭と水路のり面の間に裏込めとして砂を詰めて踏み固めている。

付帯施設状況：水路の南端、東側で検出したSD10畦畔跡に沿って排水施設が存在したことが判明した。SD11排水施設については、本章中にて別途その詳細を記すこととする。なお、SD09畦畔に近接する箇所において、水路跡の土留め板及び裏米込め部分より、筒状木製品と土管が出土している。SD11のような施設こそ検出できなかったが、これらの遺物は排水施設に伴うものであり、東側の水田よりSD09に沿って本遺構へと排水が行われていたことが窺える。

今回検出した水路跡の東側に沿って、南北方向に帯状に埋設された稲藁を検出した。稲藁は繊維の向きを揃えて検出されたことから、水害等で流れて堆積したものではなく、人為的に意図を持って敷き詰められていることが想定される。検出された稲藁は水路跡のみではなく、隣接して検出した畦畔でも同様に見受けられている。つまり、稲藁は水田を取り囲むように敷き詰められていたことが類推される。この稲藁は、青灰色の粘土層直上もしくは粘土層内からの検出である。検出した稲藁内からの遺物の検出は、確認できなかった。このように水田の縁に稲藁を埋設に関する行為については、現在その目的や効果については不明である。

【作場通い道について】

平成10年度の甲西道路建設に伴う調査の際、水路跡を盛土して造成した作場通い道を検出している。道は、水害によって埋没した水路内の砂層を若干掘り込み、そこに周囲の耕作面よりも高く粘土を盛り、杭を打ち込んで畦畔としての機能も担っていたとの報告がなされている。

青柳村絵図によれば、指摘されている作場通い道は、A区側の河岸御蔵道より派生して一旦南下した後、

東の方向へ向きを変え、南北方向に流れる水路を2本経て、さらに直進し青柳の河岸へと至っている。

今回調査を実施した範囲では作場通い道の痕跡を検出することはできなかった。そもそも東進するであろうと推測された水路は、南へ流路を変更していることが明らかとなり、絵図に示されるような経路を辿らない。また、水路内の断面観察においても、人為的に粘土を客土し踏み固めたような範囲も検出できなかった。

〔時　期〕出土遺物より近世～近代にわたって利用されていたことが推測される。水路内の覆土中より陶磁器や木製品に混じって古銭（寛永通宝）が出土しており、少なくとも江戸時代後期には、水路として利用されていたことが想定される。遺構の上層より缶詰の缶やねじ釘等の極めて新しい遺物も出土しており、それらが水路が使用されている段階で流れて堆積したものか、洪水の際に冠水して偶然水路内に堆積したものなのかは不明である。

〔出土遺物〕遺物は水路内及び杭と土留め板を配置した際の裏込めの覆土中より多数出土した。主なものとして陶磁器、木製品、釘やかんざし等の金属製品、土管等などの土製品である。陶磁器や箸、椀、下駄や櫛等の日用生活用品や樽、栓や桶など青柳河岸との関連性が窺えるような遺物の出土も認められた。

なお、遺構の掘り下げに際して水路内は湧水を伴い、遺物の出土地点や出土状況を記録するのは困難であり、各遺物の出土層位の特定は不可能であった。

ＳＤ０７（畦畔跡）（図8、図版4）

〔位　置〕調査区の中央よりやや北側の位置にて東西方向に延びる畦畔を検出。畦畔はさらに東西方向に調査区外へと延びる。

〔規模・形態〕検出範囲において全長約8.2m、幅0.7～1.0m、耕作面からの高さ26～30cmである。断面形状は台形型を呈し、主軸方向はN-60°-Wである。

〔重複関係〕単独であり、他の遺構との重複関係は認められない。調査区の西側、甲西道路部分で、SD02水路跡と重複することが想定される。平成10年度においてSD07の延長上に畦畔は確認されていないため両者の新旧関係は不明である。

〔観察事項〕調査区B区で検出した畦畔4条のうち、SD07のみがその規模や形状が大きく異なる。他の畦畔の断面形状がかまぼこ型を呈するのに対して、SD07の断面は台形型で、その幅も約1.5倍ほど広い。畦畔上面は非常に固く締まっており、断面観察により、上面によりシルト質の砂を多く含む層が薄く堆積していることから、本遺構は畦畔のみでなく道としての機能も兼ね備えていたしていた可能性が窺える。

〔時　期〕遺構に伴う出土遺物は検出されていないが、周辺遺構の年代から近世から近代の所産と想定される。

〔出土遺物〕畦畔検出に伴う遺物の出土は認められない。

ＳＤ０８（畦畔跡）（図8、図版4）

〔位　置〕調査区のほぼ中央で、東西方向に延びる畦畔を検出。畦畔は、他の3条の畦畔とほぼ平行しており、SD02水路跡に近接する地点から調査区の東側へとさらに延びる。

〔規模・形態〕検出範囲において全長6.1m、幅0.45～0.5m、耕作面からの高さ18～20cmである。断面形状はかまぼこ型を呈している。主軸方向はN-59°-Wである。

〔重複関係〕単独であり、他の遺構との重複関係は認められない。

〔観察事項〕粘性のある灰色粘土で構成され、畦畔上面に踏み締められたような痕跡は確認できなかった。畦畔の両側に沿って、耕作面と推測される面に帯状に稲藁が敷き詰められいる範囲を検出した。稲藁は規

則的に敷き詰められており、増水時に流れて堆積したものではなく、人為的に畦畔に沿って配されたように検出された。この稲藁の用途や目的は不明である。
〔時　期〕遺構に伴う出土遺物は検出されていないが、周辺遺構の年代から近世から近代の所産と想定される。
〔出土遺物〕畦畔検出に伴う遺物の出土は認められない。

ＳＤ０９（畦畔跡）（図8、図版4）
〔位　置〕調査区の中央よりやや南側の位置にて東西方向に延びる畦畔を検出。SD02水路跡に近接する地点より調査区の東側へとさらに延びる。
〔規模・形態〕〕検出範囲において全長約5.5m、幅約0.4～0.5m、耕作面からの高さ約18～20cmを測り、断面形態はかまぼこ型を呈する。主軸方向はN-65°-Wである。
〔重複関係〕単独であり、他の遺構との重複関係は認められない。
〔観察事項〕遺構は粘性のある灰色粘土で構成され、畦畔上面に踏み締められたような硬化面は確認できなかった。SD02水路跡やSD08畦畔と同様に、畦畔の両側に沿うように、一部は畦畔と直交するように耕作面と推測される面に帯状に稲藁が敷き詰められいる範囲を検出した。稲藁は繊維方向を揃えて敷き詰められており、人為的に埋設されたものと思われる。
〔時　期〕遺構に伴う出土遺物は検出されていないが、周辺遺構の年代から近世から近代の所産と想定される。
〔出土遺物〕畦畔検出に伴う遺物の出土は認められない。

ＳＤ１０（畦畔跡）（図8、図版4）
〔位　置〕調査区の南端部でSD07～09とほぼ平行して東側の調査区外方向へとさらに延びる。
〔規模・形態〕検出範囲において全長約4.6m、幅約0.4～0.6m、耕作面からの高さ約18～20cmを測り、断面形態はかまぼこ型を呈する。主軸方向はN-65°-Wである。
〔重複関係〕単独であり、他の遺構との重複関係は認められない。
〔観察事項〕遺構は灰色粘土層を盛り、かまぼこ型の畦畔を構築する。畦畔上面に硬化面等は見受けられない。SD02水路跡、SD08、09畦畔と同様に、畦畔の両側に沿うように、当時の耕作面と推測される面に帯状に稲藁が敷き詰められいる範囲を検出した。稲藁は規則的に敷き詰められており、稲藁は繊維方向を揃えて規則的に配されており、人為的に埋設されたものと推測される。
〔時　期〕遺構に伴う出土遺物は検出されていないが、周辺遺構の年代から近世から近代の所産と想定される。
〔出土遺物〕畦畔検出に伴う遺物の出土は認められない。

ＳＤ１１（排水施設）（図9、図版5）
〔位　置〕調査区の南西端部、SD10畦畔跡の南側に隣接し、SD10に沿ってSD02水路跡に向かって直交する排水施設を検出。
〔規模・形態〕SD10畦畔跡と平行して直径約5cmの杭を約60cm間隔で埋設し、その杭間に厚さ約1.0～1.5cm前後の留め板を配する。SD02水路跡と接する部分では、厚さ約3～4cmの板材を樋状に組み水田からSD02へと排水する施設を構築している。SD02に接する部分は樋の幅分土留め板配置せず、解放されている。排水施設の流路方向を主軸とすると、その方向はN-65°-Wである。
〔重複関係〕他の遺構との重複関係は認められない。その時期はSD02およびSD10が機能していた時期と完全に重複するものであり、3遺構が同時期に存在していたことを示すものである。

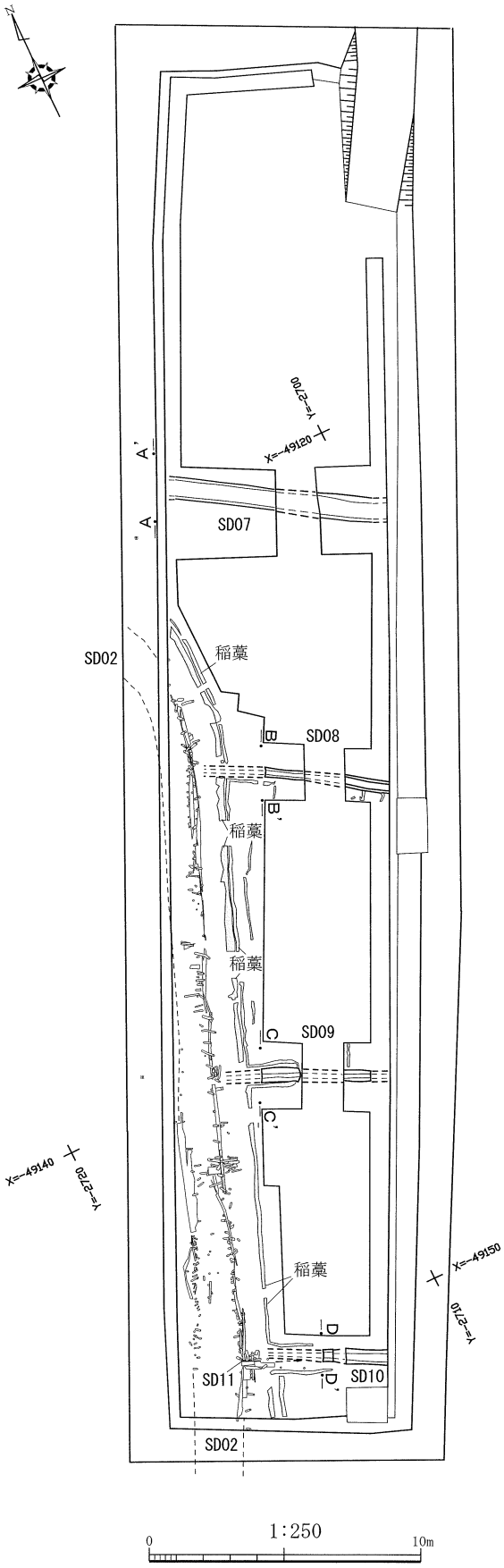

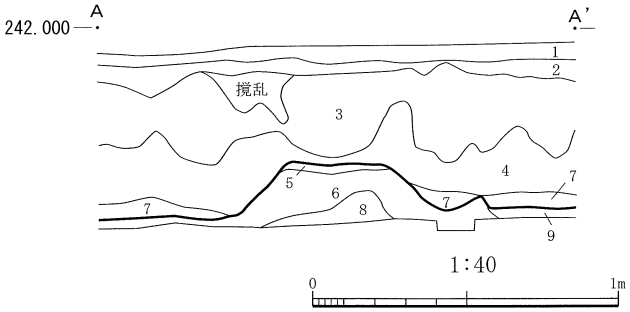

1. 灰黄褐色　締まりやや強い　粘性やや弱い
シルト混じりの粗砂、粘土粒を適度に含む。
2. 暗灰黄色　締まりやや弱い　粘性弱い
シルト混じりの粗砂、粘土粒を少量含む。
3. 灰黄褐色　締まりやや強い　粘性弱い
シルト混じりの中粒砂、粘土粒・粘土ブロックを少量含む。
4. 灰褐色　締まりやや強い　粘性弱い
シルト混じりの中粒砂、粘土粒を少量含む。
5. 褐灰色　締まり非常に強い　粘性やや弱い
シルト混じりの細粒砂、被色土を微量に含む。
6. 灰黄褐色　締まり非常に強い　粘性やや弱い
粗砂混じりの青灰色粘土層。
7. 褐灰色　締まりやや弱い　粘性やや弱い
シルト混じりの中粒砂。
8. オリーブ灰色　締まり強い　粘性やや強い
粗砂混じりの青灰色粘土。
9. 灰色　締まりやや強い　粘性強い
粗砂混じりの灰色粘土。

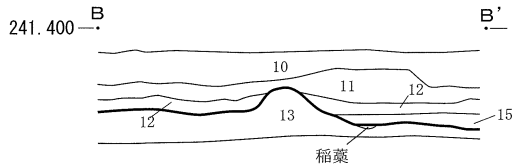

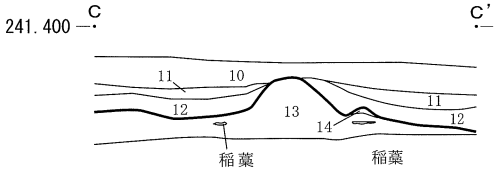

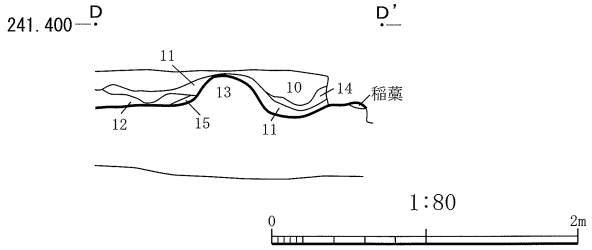

10. 灰黄褐色　締まりやや弱い　粘性弱い
シルト混じりの中粒砂、粘土粒を少量含む。
11. 灰黄褐色　締まりやや強い　粘性やや弱い
シルト混じりの中粒砂、粘土粒・粘土ブロックを少量含む。
12. 褐灰色　締まりやや強い　粘性やや強い
シルト混じりの粗砂、粘土粒を適度に含む。
13. オリーブ灰色　締まり強い　粘性強い
粗砂混じりの灰色粘土。
14. 灰黄褐色　締まりやや強い　粘性やや弱い
シルト混じりの中粒砂、粘土粒を適度に含む。
15. 褐灰色　締まり強い　粘性やや強い
シルト混じりの粘砂、粘土粒を多量に含む。

図8　B区遺構平面図、SD07～10断面図

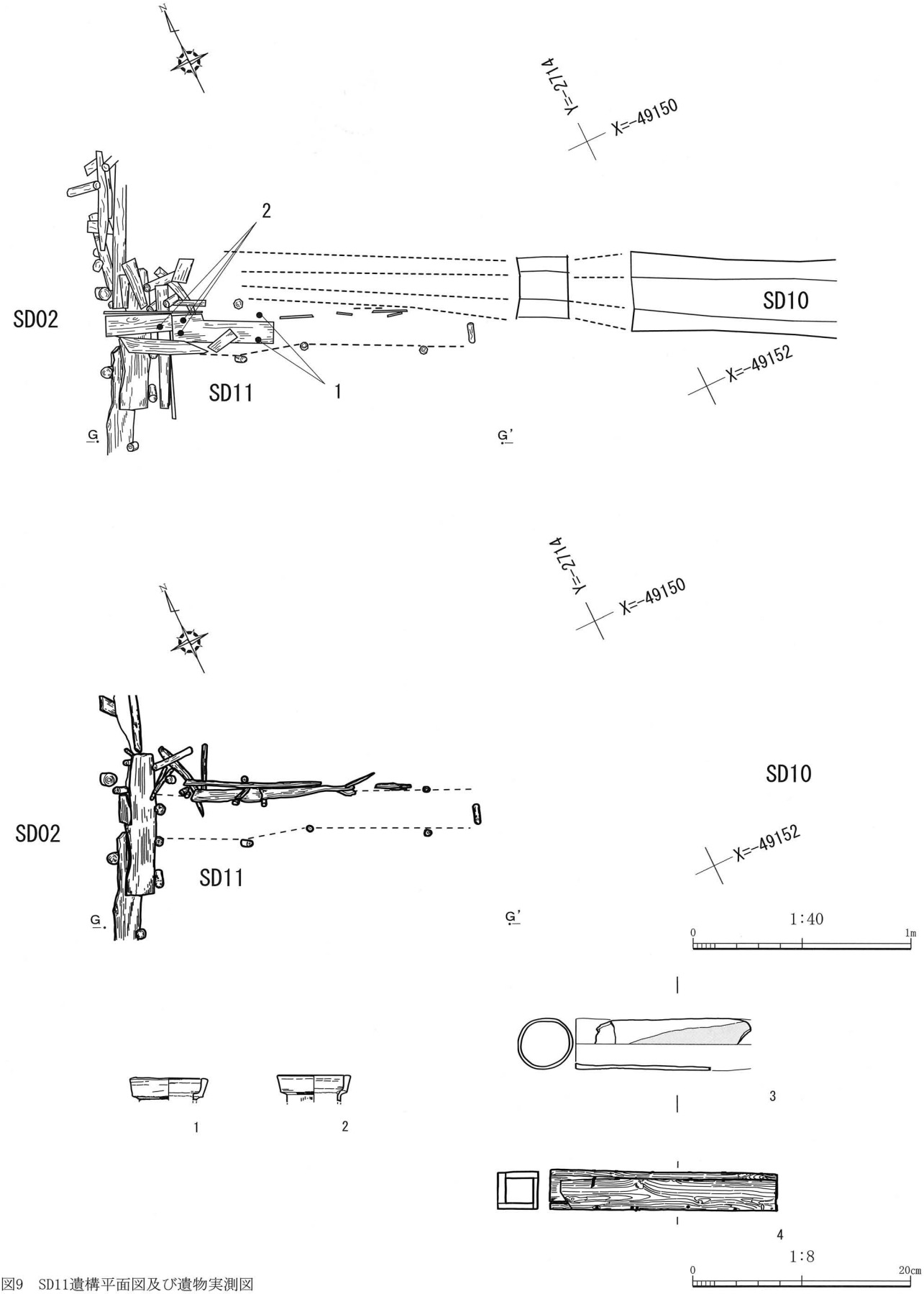

図9　SD11遺構平面図及び遺物実測図

〔観察事項〕樋の下層部分はほぞ穴などの加工痕が残る部材など多数の木材を複雑に組み合わせて埋設し樋部分を固定している。これは水田から水路への流路の比高差を保つために施されたものと推測される。さらに樋を構成する部材を取り上げて精査したところ、下層から新たに杭および土留め板を検出した。なお、樋部分を検出した際にその直上より土管の破片が出土している。このことから排水施設には杭と土留め板のみで施設を構成していた時期、SD02に接する部分を廃材等を用いて樋状の施設を設けた時期、最後にその樋状の部分に土管を埋設して排水を行った時期の3つの段階が存在することが推測される。

〔時　期〕出土遺物および隣接する遺構の時期から、近世～近代所産と推測される。排水施設は、具体的な時期および使用期間の特定は困難ながらも、SD02水路跡が機能していた期間のなかで、3つの段階が想定される。

〔出土遺物〕土管2点出土している。

なお、SD09の西側、SD02土留め板下部より筒状の木製品と土管が同様に出土している。SD09とSD02の接する範囲においてSD11のような排水施設こそ検出されなかったが、この両遺物はSD09に沿って水田よりSD02へと排水を行っていたことを裏付けるものと推測される。

【稲藁について】（図版5）

すでに先述のとおり、今回調査区B区で検出したSD02水路跡およびSD08～10畦畔跡に沿って稲藁が帯状に敷設されている状況を検出した。稲藁は主に青灰色粘土層の直上もしくは粘土層中における検出である。A区のSD01河岸御蔵道の側溝中やそれよりも後出するSD03～06周辺では、このような稲藁の検出は認められなかった。また、検出面も同一であることから、同時期のものと推測されるSD07の周囲からも稲藁の検出は確認できなかった。

検出した稲藁は、縦もしくは横方向に繊維の向きを揃えて敷設されており、稲藁中からの陶磁器や木製品等の遺物の出土は一切認められなかった。このことから洪水等で流れて堆積したものではなく、意図的に畦畔や水路の縁に埋設されたものと思われる。部分的には2重に稲藁を敷いている箇所も見受けられた。

SD08、09周辺では、一部畦畔へ直交する方向で僅かながら稲藁が検出された。検出した状況は、基本的に稲を植えていたであろう水田耕作面側を若干低く、畦畔や水路側を高くして埋設されていた。

現在のところ周辺における発掘調査でこのような類例の報告は確認されておらず、その目的や効果については不明である。

第2節　遺　物

遺物は、磁器、陶器、ガラス製品、古銭、金属製品、木製品、土製品などが出土した。

今回の調査で出土した遺物のほとんどがSD02水路跡内からの出土遺物であり、検出した畦畔等の水田耕作面からの出土遺物は認められなかった。また、SD01御蔵道では、両側溝より陶磁器数点と下駄が1点出土したのみである。このように、出土した遺物はいずれも検出した遺構において用いられたものではなく、水路内で流れ堆積したものであり、必ずしも遺構の時期を特定しうるものものではない。

ここでは、各遺構より出土した遺物を列記するに留めることとする。

【SD01】

1、4（図5-1、4）は陶器で、急須の蓋とすり鉢である。2、3（図5-2・3）は磁器で、筒形椀と蓮華である。木製品は5（図5-4）の下駄のみである。

【SD02】

磁器は、丸椀（図11-1～3、5、11、12）、筒形椀（図11-4、6、7、10、13）、端反椀（図11-8、9）、瓶（図11-14～16）、小坏（図11-17）、徳利（図11-18）、急須（図11-20）、香炉（図11-21）、蓋物（図12-24、28、29）である。

陶器は、急須及び急須の蓋（図11-19、図12-25、26）、甕（図11-22、23）、蓋物（図12-27）、すり鉢（図12-30～33）、火鉢（図12-34）である。

ガラス製品は1点（図12-35）、古銭（図12-36～39）は10枚出土し、うち寛永通宝が5点である。

金属製品は、舟釘（図12-40～45、図13-46～51）、角釘（図13-52、53）、鋏（図13-54～57）、かんざし（図13-58、59）、丸釘（図13-63～65）、ねじ釘及び不明鉄製品（図13-60～62）が出土した。

木製品は、櫛及び櫛用の鞘（図14-66、67）、下駄（図14-68～73）、杓文字（図14-74～76）、栓（図14-77～86）、曲げ物（図14-87～90）、椀（図15-91～93）樽及び桶（図15-94～103）、米掬（図15-104）、箸（図15-105～114、図16-115～138）である。

【杭及び土留め板】

SD01の側溝より検出した杭（図10-6、7）及びSD02で採取した杭（図17-1、2）、乱杭（図17-3）、土留め板（図17-4～6）である。残存状況の良好な物、舟板からの転用痕や後世の修復痕が見受けられる物を一部選定し掲載した。

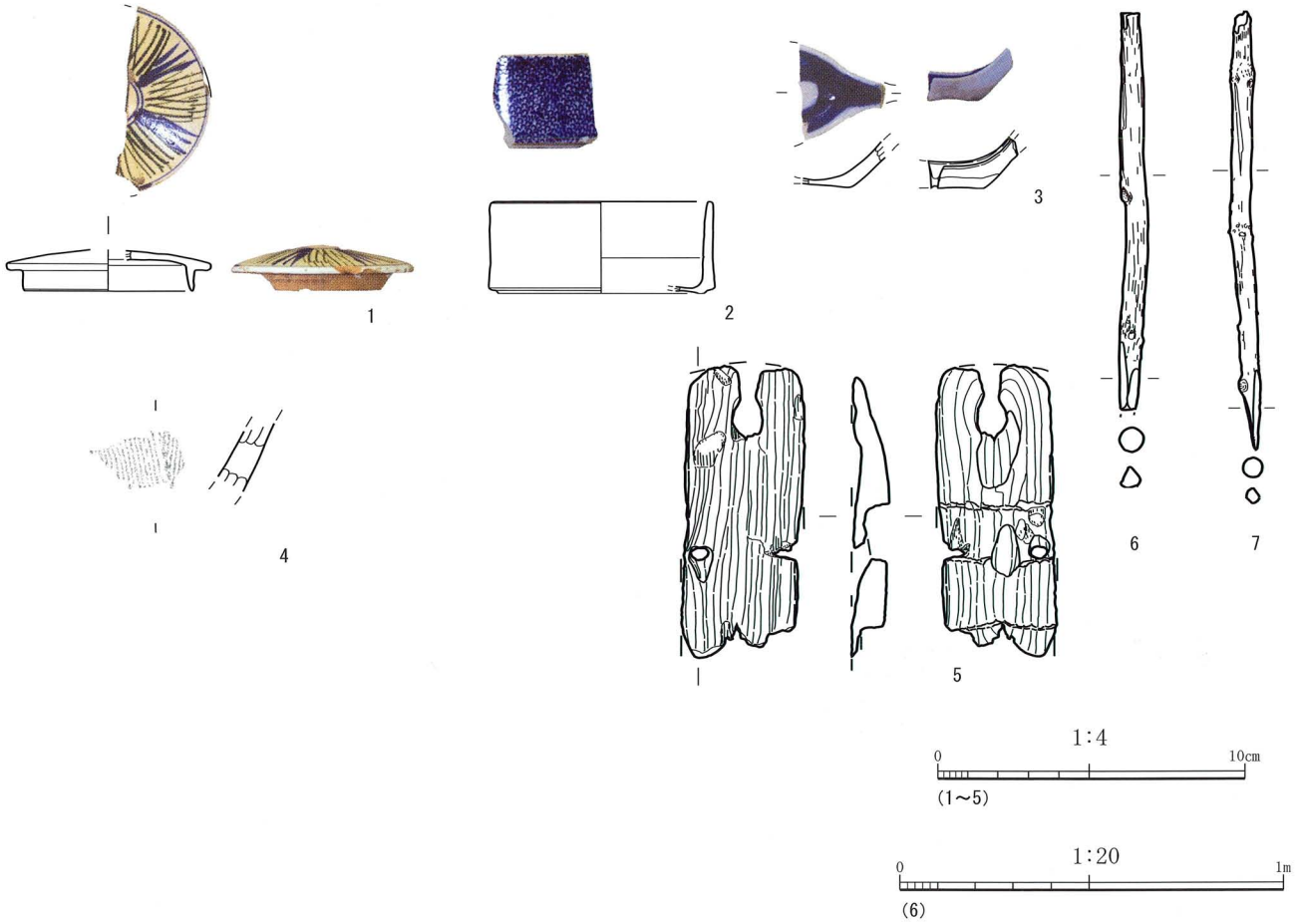

図10　SD01遺物実測図

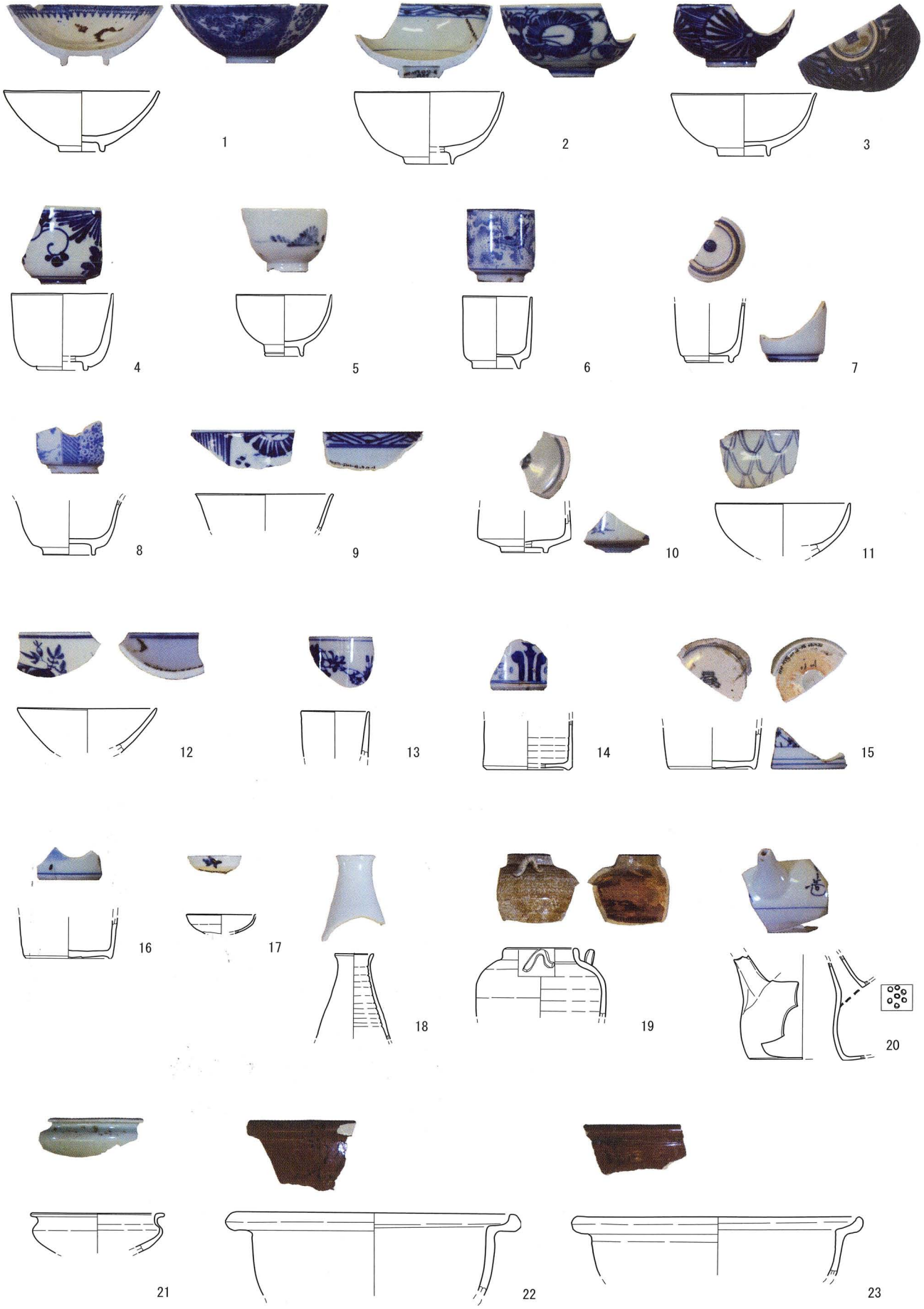

図11　SD02遺物実測図①

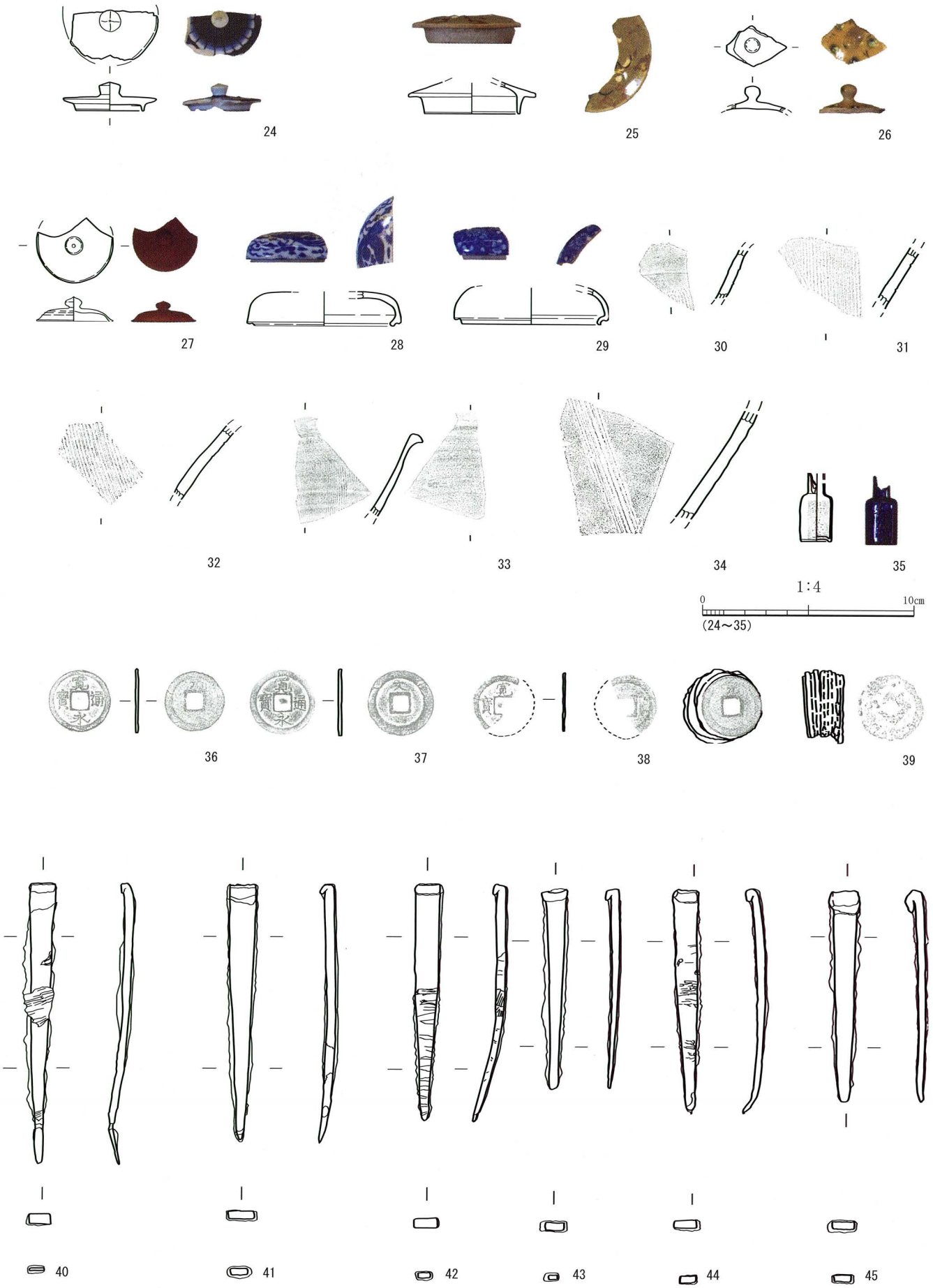

図12　SD02遺物実測図②

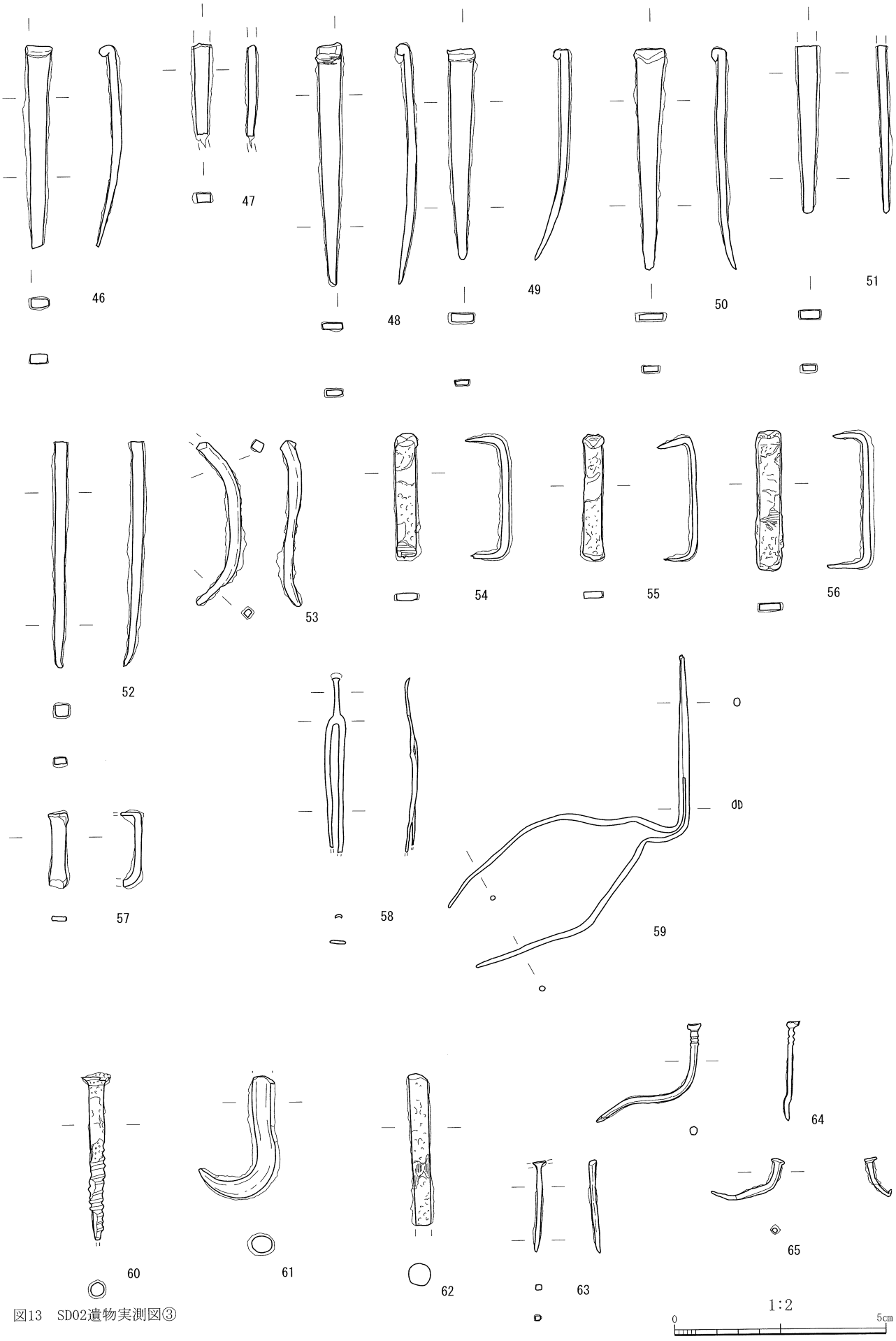

図13　SD02遺物実測図③

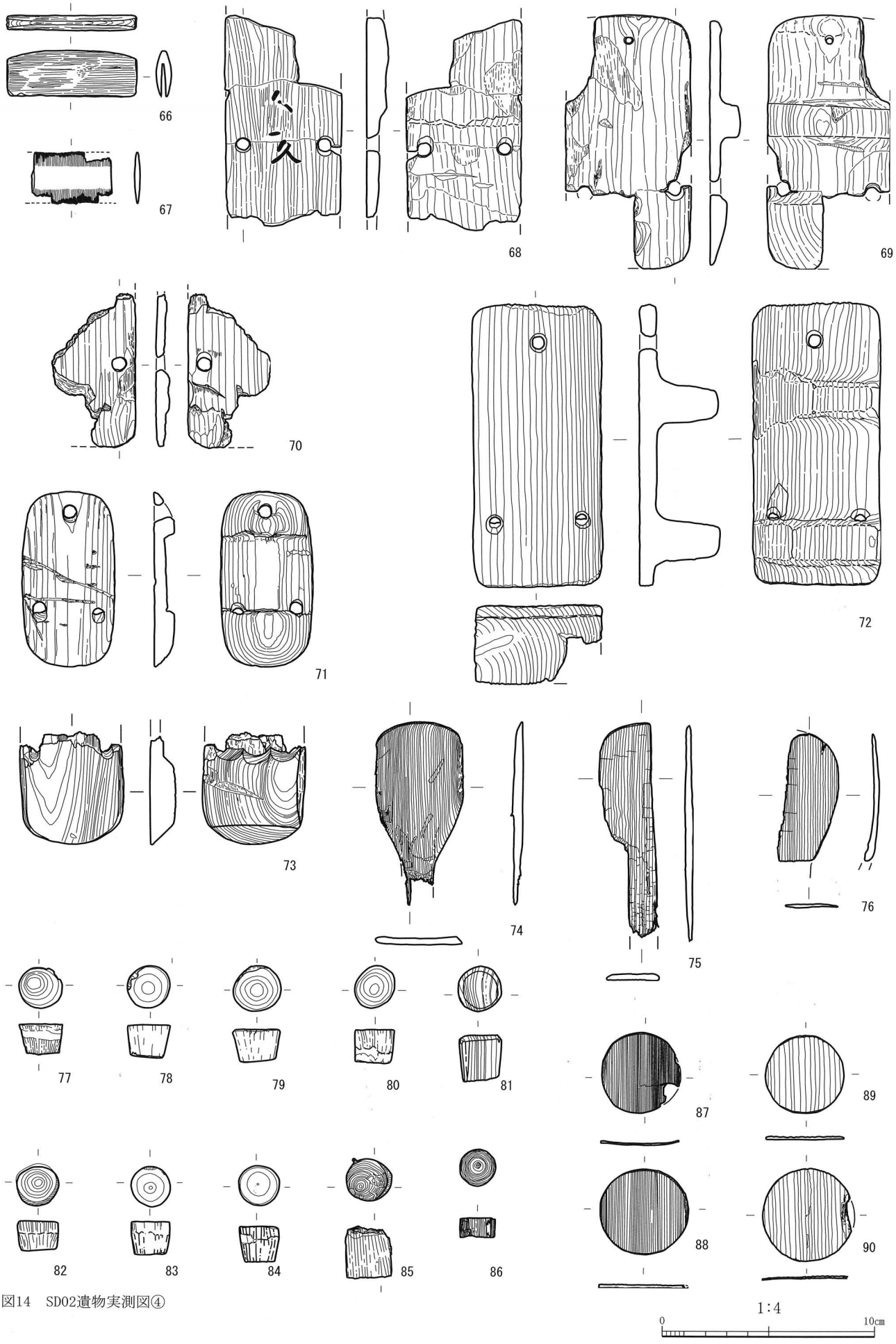

図14　SD02遺物実測図④

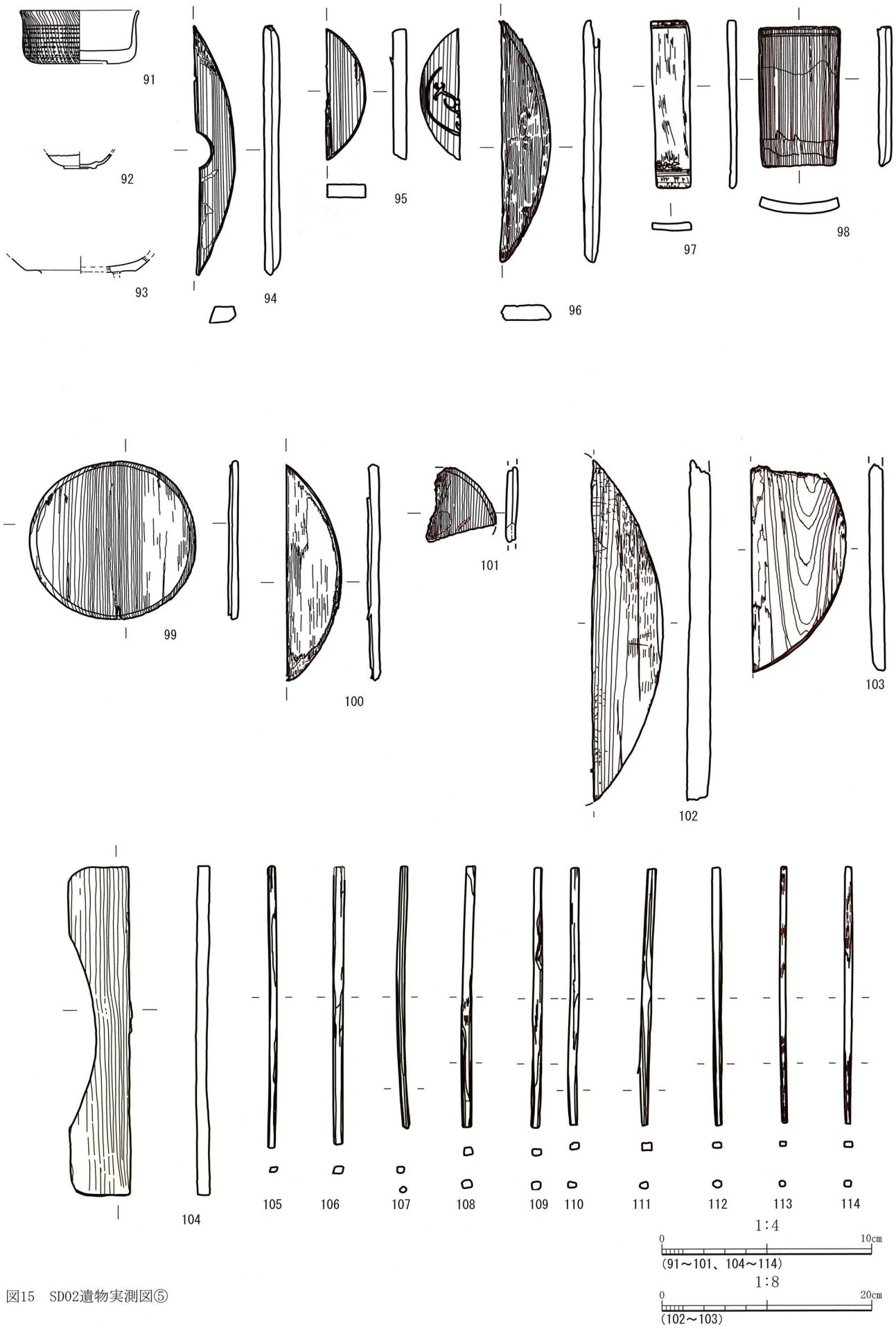

図15　SD02遺物実測図⑤

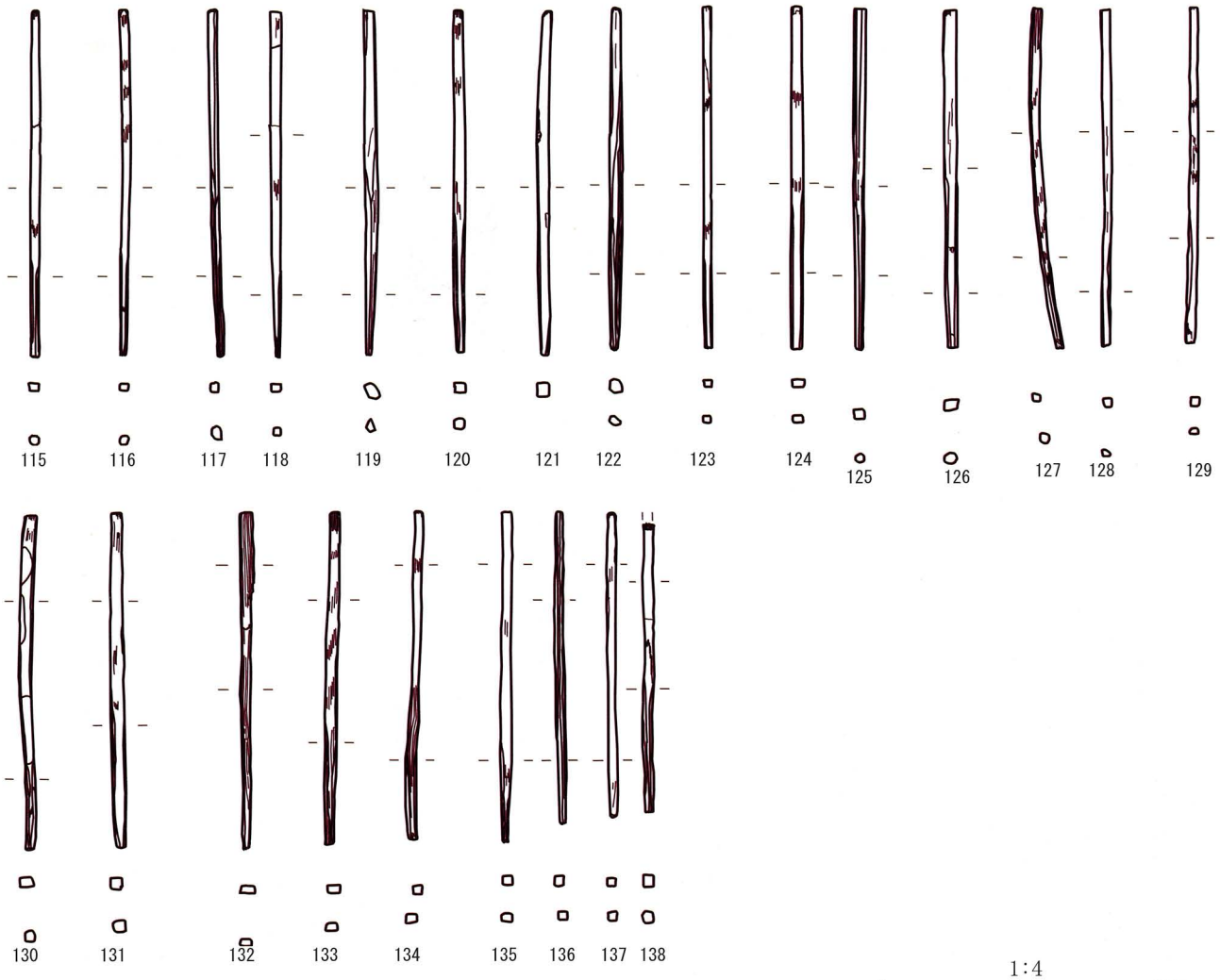

図16　SD02遺物実測図⑥

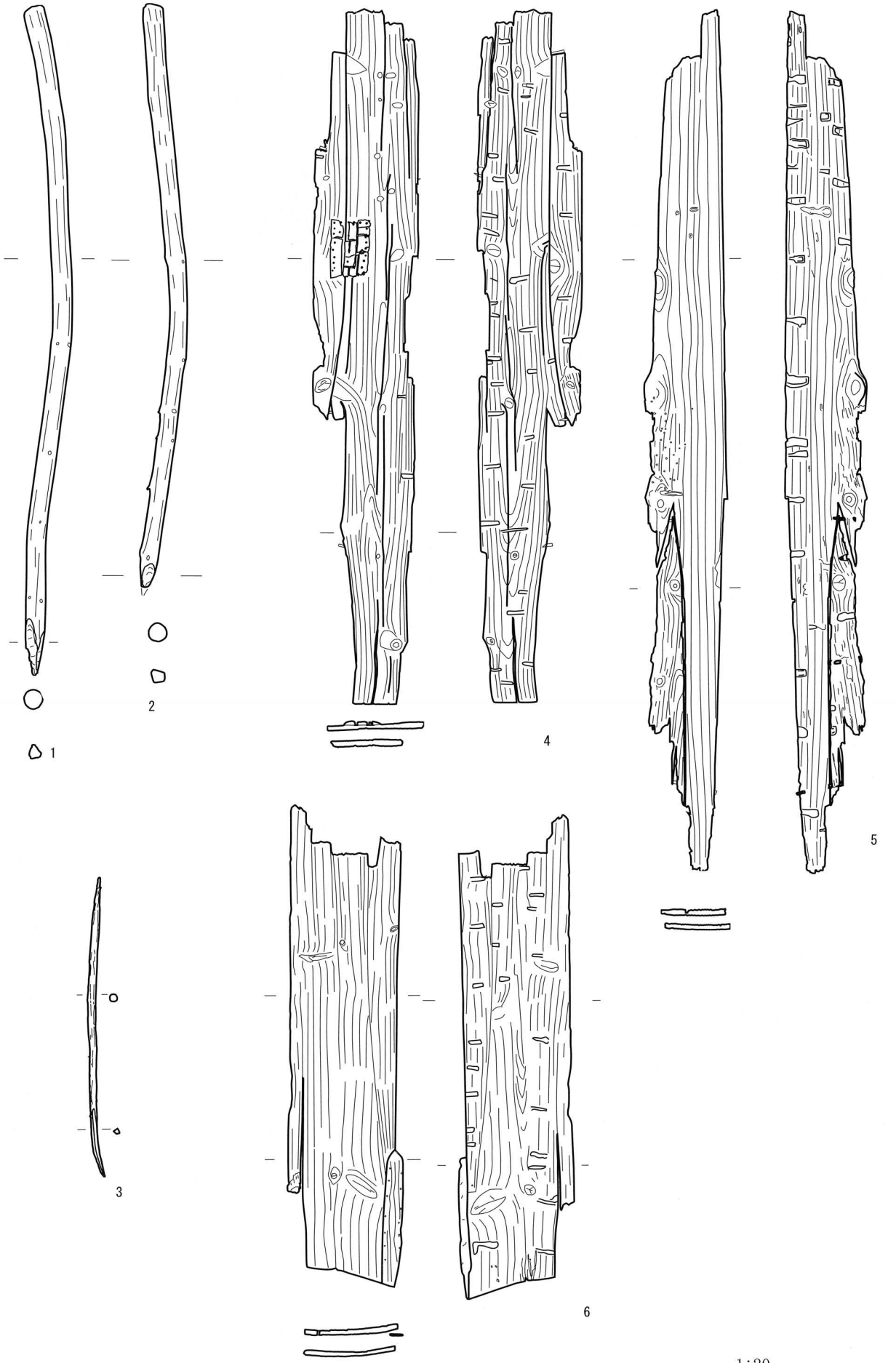

図17　SD02杭・土留め板

第４章　まとめ

今回の調査において、検出遺構としては道路状遺構（河岸御蔵道）1条、水路跡1条、水田畦畔10条、排水路遺構1条を、遺物としては陶磁器、土管、木製品（下駄、椀、箸、樽、桶、栓等）、鉄器（舟釘、鎹等）、かんざし、古銭、缶、銅線等である。これらの出土遺物のほとんどが、B区にて検出した水路跡の覆土中から出土したものであり、検出した畦畔の周辺から水稲耕作に伴う遺物の出土は認められなかった。

ここでは、今回の調査で検出した河岸御蔵道や水路跡が、青柳河岸の様子が描かれた小河内照一郎家所有の青柳村絵図のどの当たりに位置しているのか所見を交えて検証しまとめとする。

【A区】河岸御蔵道について

平成10年に実施した甲西道路側の調査では、1区と2区にまたがって御蔵道の遺構の一部が検出された。本調査区においては、遺構の主軸方向がより東方向に向いた状況で検出した。青柳村絵図及び明治21年測量の地形図とも比較すると、両者に示された河岸へと続く北側の御蔵道が水路を渡る手前で一部クランク状にカーブしている箇所が見受けられる。平成10年度 甲西道路の範囲で検出された箇所は、まさに絵図で示されたクランク状の部分にあたると思われる。今回検出した御蔵道の範囲は東西方向で約10.5mのみである。そのことを考慮すると、本調査区は増穂町市街地側より青柳河岸へ向かう途中で、クランク状に描かれたカーブを経て、水路に架かる橋の手前の直線部分に位置すると推測される。

平成10年度の調査時と同様に今回の調査においても御蔵道は両側に側溝を有していることが報告されている。本調査区においても、御蔵道は南北両側に側溝を有してことが明らかとなり、側溝の覆土中から遺物の出土も確認された。両側溝は、ともに地山の青灰色粘土層を掘り込み、その底面に礫を配しており、水路的要素を担っていたことが窺える。地形図には、その縮尺から水路等の記載はないが、絵図には、御蔵道の北側に道に沿って水路が存在しているような表記がなされ、その水路は御蔵道とともに東進し、青柳河岸へと向かう途中で、御蔵道と交差して南北方向に流れる水路に注いでいる。

御蔵道の北側側溝中央部で検出した杭及び礫群について、その性格については不明であるが、御蔵道の側溝を渡るための橋脚の基礎を担うものでと推測する。御蔵道部分は非常に固く踏み締められているが、側溝を隔てた北側水田の範囲は、砂地で締まりが無く、湧水等が伴うとなれば、渡し板程度の簡易な橋を設置するのにも、地盤を固める必要があったと推測される。そこで、御蔵道の対岸部分の一画に杭を埋設し、その周囲に礫を配するような護岸対策を講じたのではないか。

平成10年度の町屋口遺跡の調査において、水路跡の左岸脇で検出した丸太を埋設してその周囲に礫を配する遺構は、作場通い道の一部と推測されている。この遺構と今回御蔵道脇で検出した礫群及び杭は、その規模こそ異なるものの、その性格は比較的類似していると考える。つまり、平成10年度調査にて検出した丸太杭及び礫群についても、水路を往来するための橋の基礎であった可能性があると思われる。問題点としては、水路の対岸において同様の施設が検出されていない点である。なお、この杭及び礫群の範囲からは両遺構ともに下駄が１点のみ出土している。流路内ではない地点からの出土である点において両者の出土状況は酷似する。出土した下駄についてあまり拡大解釈はできないが、地鎮や祭祀的な意味合いがあった可能性も想定できると思われる。

【B区】水路跡及び作場通い道について

平成10年度の調査の際に検出した水路跡は、その覆土の堆積状況が人為的に粘土等で埋め戻した痕跡がある

こととその流路方向から、水路として使用後に作場通い道へと転用されたとの報告がなされている。絵図によれば河岸御蔵道より派生する作場通い道は、南進後、東に触れて、水路を渡り、そのまま青柳河岸跡方向へ直進するように表記されている。そのため当調査区で引き続き検出されるであろう水路跡は、南東もしくは東に曲がり青柳河岸跡の方向へそのまま調査区外へ延びるものと推測された。

しかしながら、調査の結果南進していた水路跡は、B区の西側壁面のほぼ中央部分で南西方向に曲がり、そのまま約30m程直進してさらに調査区の南西壁面より調査区外へとさらに延びていることが明らかとなった。そこで、水路跡に粘土を客土し作場通い道として利用した可能性については、再考する必要があると思われる。

まず、今回の調査で、水路跡は南西方向に曲がり、絵図に示された作場通い道の経路とは全く異なる方向へさらに延びていることが明らかとなった。次に、水路内の土砂の堆積状況について、5箇所で確認を行ったが、いずれも砂と粘土がレンズ状に堆積しており、粘土により人為的に埋め戻したような痕跡は確認できず、硬化面も見受けられなかった。杭とともに検出した舟板等が転用された土留め板は、いずれも杭の外側に設置されており、水田の土砂が水路内へ流出することを防止するためものであった。水路を埋め戻して耕作面よりも高く盛土をして道として転用するのであれば、逆に道の土砂が水田へ流失することを防止するために杭の内側に土留め板を配する必要が生じる。今回の調査では修復により、内外両側より土留め板を固定する部分が数カ所見受けられたが、杭列の内側に土留め板を配している箇所は全く検出できなかった。最後に、水路の覆土中より缶詰の缶等が出土しており、また、調査区の南端部で検出した水田から水路への排水施設も3時期想定され、最終段階では、比較的新しいと思われる土管が水路跡に埋設されていた。このことから水路は修復を繰り返しながらかなり後世まで使用していたことが窺える。

以上の理由で、水路の範囲が客土により作場通い道に転用されたということは考えにくいと思われる。では、作場通い道については平成10年度の調査における4区と5区を隔てる既設の道路を経て、5区で検出された水路を渡り、本調査区B区の北西隅をかすめて、青柳河岸方向へと東進したものと推測する。したがって、5区の水路脇で検出された丸太杭と礫群が出土した範囲は、水路を渡るための橋脚の痕跡と思われる。また、検出された水路に粘土を客土された範囲の解釈については、水路の最終段階、つまり水害により埋没して水路の機能を失った以降も作場通い道は機能しており、従来は橋によって水路部分の往来をしていたが、水路自身がその機能を失ったために、橋を設けていたその範囲のみ一部掘り下げ、粘土を客土して、引き続き道として使用したものと思われる。

問題点は、5区で検出した橋脚部と思われる太丸杭と礫群は水路の右岸のみであり、対岸では検出されていない点、また、その部分より御蔵道へと続く作場通い道と思われる硬化面等の道の痕跡が検出されていない点である。

さらに、今回の調査で、B区で作場通い道は検出されていない。この点については、表掘削後の遺構精査過程で、B区の北西部の一角のみが一時的に畑として利用されていた痕跡が見受けられた。地表面より約0.4m前後の面で畑地の耕作によると思われる畦が東西方向に検出された。つまり、調査区の北西部の一角は、周囲よりも微高地を呈していた時期があったことが類推され、その範囲が従来は作場通い道であり、そこは後世に削平され、畑地として利用され、今日は水田として耕作されるようになったとの推測が可能に思われる。いずれにしろ、作場通い道については、その位置を断定するには至っていない状況である。

青柳村絵図と明治14年の地形図とを比べる限り、表記される水路が両者に隔たりがある。地形図には調査区周辺に水路と思われる表記が1条のみされている。一方、絵図は3つの水路が調査区よりやや下流域で1つに合流している。絵図については、具体的にいつ描かれたものかが不明のため、必ずしも両者が一致するわけではない。また、地形図の縮尺は２万分の１ため、表記できるものにも限りがある。図18を参照する限り、明治14年の地形図に示された水路は、本調査区よりも東側に位置し、本調査区で検出されたものとはその流路から一致

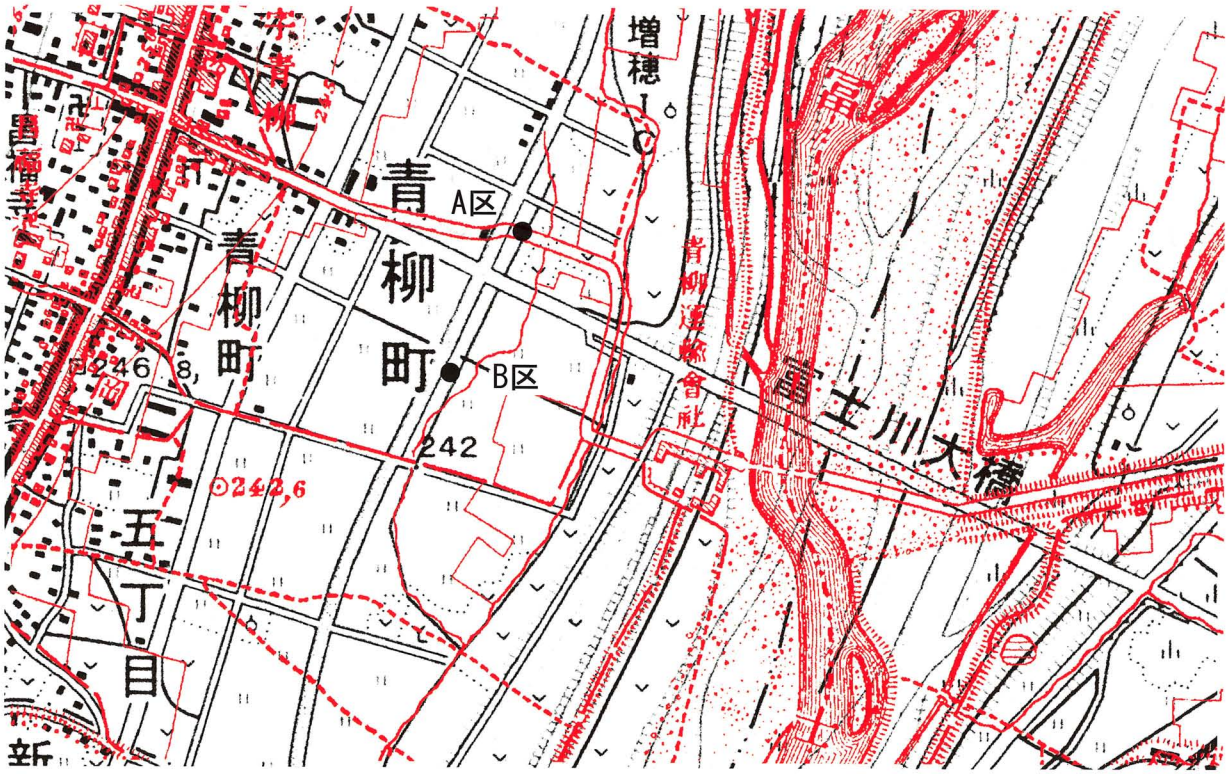

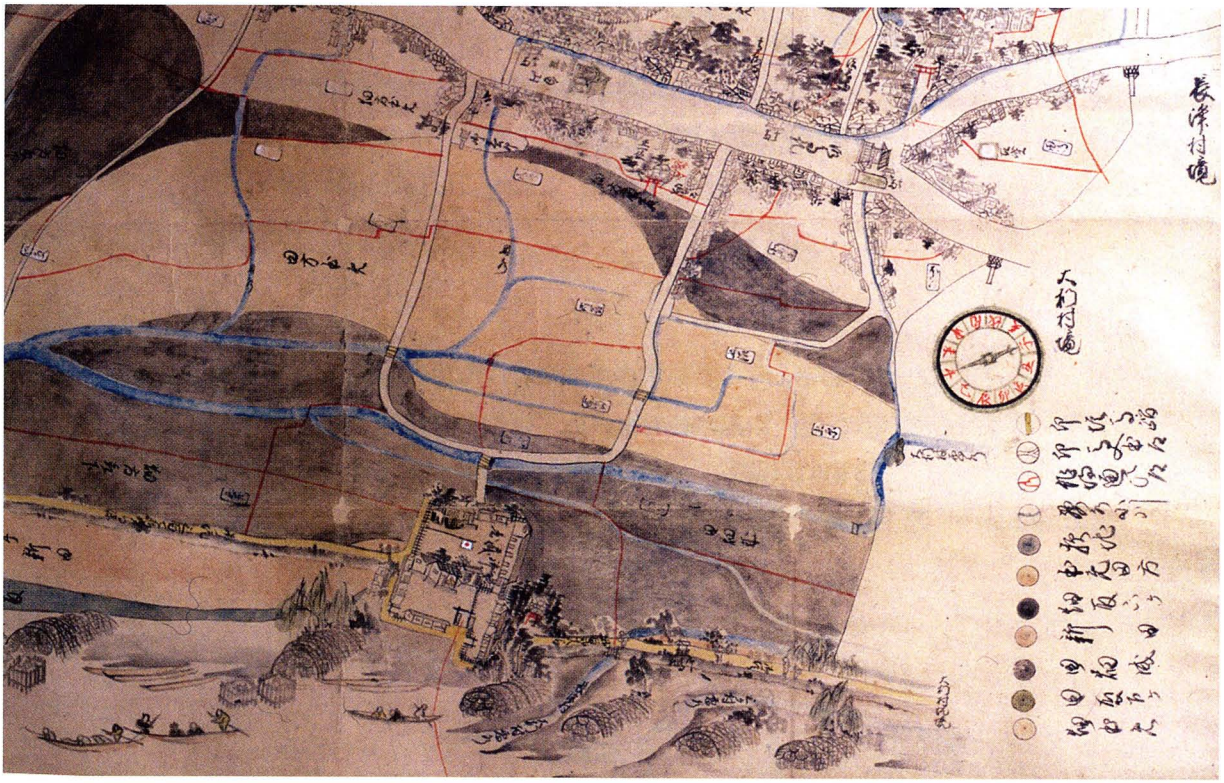

図18　遺跡周辺の変遷地図及び青柳村絵図

するものではない。表記されている水路跡は、むしろ平成20年度12月に中部横断自動車道路建設事業に伴い実施された試掘調査の際、トレンチ3、9で検出された水路跡と推測される杭列の方が立地的に合致する。本調査区で検出した水路は、それ自体の年代と水路内で検出された乱杭の年代との年代も考慮する必要がある。地形図作成された明治14年頃は、まだ乱杭による水路が機能していたとすれば、地形図には水路等も表記される対象にはならないと推測される。

現在、遺跡周辺は中部横断自動車道路の建設が着々と進んでおり、それに伴い今後調査区A区の東側は、発掘調査が予定されている。すでに試掘調査により御蔵道の存在は確認されており、さらなる本調査によって絵図や明治期の地形図に示されているように河岸御蔵道と交差する水路跡及び水路を横断する橋の痕跡等が検出されることに期待するものである。

一方、B区側についても、明治21年測量、同24年製版の２万分の１の地図によれば、作場通い道こそ表記されていないものの、調査区周辺に水路跡らしきものの表示がなされている。一般国道52号（甲西道路）の改修により新たに国道沿い周辺の再開発計画もあるようで、B区についても隣接地における今後の調査成果に期待するものである。

B区で検出した稲藁について、隣接地における検出報告は確認できない。SD07を除く畦畔・水路の両遺構で検出されている。SD07はその規模や断面形態が他の畦畔とは異なり、道としての機能も併せ持っていたと思われるが、その周囲は同様に稲作を営んでいたものを推測される。にもかかわらず、SD07の周辺のみ稲藁が検出されないということは、稲藁の敷設は水稲耕作に伴うものではなく、水路に接する水田に限定されるように、立地に関連する事象なのであろうか。また、稲藁は粘土層の直上もしくは粘土層中に埋設されていたことから、稲藁を埋設することで土壌もしくは地質の観点より、何らかの有効性があるのであろうか。当初、モグラなど小動物への対策ではないかとの指摘もあったが、稲藁の敷設が小動物の侵入を防ぐ効果があるようには思われない。稲藁については、以前としてその意図するものが不明である。

稲藁については知り得た事象について僅かながらの考察を交えて述べてきたが、稲藁の敷設の目的とその効果について、遺跡の周辺に限定することなく、さらに他地域においてこのような類例が報告されていないか引き続き情報収集するとともに、その有効性についても調べてゆきたい。とりわけ水稲耕作に係る事象については浅学のため、再考の余地が多分にあると思われますので、ご指導ご鞭撻を賜れば幸いです。

【文献目録】

大木丈夫・網倉邦生・山本茂樹　2000　『山梨県南巨摩郡増穂町町屋口遺跡』 山梨県埋蔵文化財センター調査報告書 第177集　山梨県教育委員会　建設省関東地方建設局甲府事業事務所

山本茂樹・猪俣一弘　2009　『青柳河岸跡』　山梨県埋蔵文化財センター調査報告書 第259集 山梨県教育委員会　国土交通省関東地方整備局

挿図番号	図版番号	種別	器種	器種細分	文様他(外面/内面/見込)	胎土色	推定産地/年代	口径	底径	器高	備考
図10-1	—	陶器	蓋		/瓔珞文/	淡黄		10.70		2.17	
図10-2	—	磁器	鉢	筒型		白		11.60	10.82	4.87	型紙摺り
図10-3	—	磁器	蓮華	—		白		—	—	—	
図10-4	図版6-2	陶器	鉢	すり鉢		灰白		—	—	—	
図11-1	—	磁器	碗	丸碗		白		11.60	3.40	4.50	型紙摺り
図11-2	—	磁器	碗	丸碗		白		11.00	3.60	5.40	コバルト
図11-3	—	磁器	碗	丸碗		白		10.08	3.80	4.65	コバルト
図11-4	—	磁器	碗	筒型碗		白		7.60	3.80	5.80	コバルト
図11-5	—	磁器	碗	丸碗		白		7.10	2.90	4.60	
図11-6	—	磁器	碗	筒型碗		白		5.10	3.50	5.40	型紙摺り
図11-7	—	磁器	碗	筒型碗		白		—	3.60	—	コバルト
図11-8	—	磁器	碗	端反碗		白		—	3.95	4.10	銅版転写
図11-9	—	磁器	碗	端反碗		白		10.40	—	2.80	コバルト
図11-10	—	磁器	碗	筒型碗		灰白		—	3.50	—	
図11-11	—	磁器	碗	丸碗	編み目文//	灰白		10.40	—	—	
図11-12	—	磁器	碗	丸碗		白		11.00	—	—	
図11-13	—	磁器	碗	筒型碗		白		5.20	—	—	コバルト
図11-14	—	磁器	瓶	—		白		—	6.00	—	
図11-15	—	磁器	瓶	—	格子文/	白		—	6.40	—	焼継印
図11-16	—	磁器	瓶	—		白		—	5.00	—	
図11-17	—	磁器	坏	—		白		5.00	—	—	
図11-18	—	磁器	瓶	徳利		白		2.90	—	—	
図11-19	—	陶器	急須			灰白		5.00	—	—	
図11-20	—	磁器	急須			白		—	3.50	—	
図11-21	—	磁器	香炉			白		10.00	—	—	
図11-22	—	陶器	甕			灰白		19.00	—	—	
図11-23	—	陶器	甕			灰白		18.00	—	—	
図12-24	—	磁器	蓋			白		6.40	4.60	1.90	
図12-25	—	陶器	蓋			灰白		9.00	6.70	—	
図12-26	—	陶器	蓋			淡黄		—	—	—	
図12-27	—	陶器	蓋			橙		4.90	—	1.60	
図12-28	—	磁器	蓋			白		10.00	—	—	
図12-29	—	磁器	蓋			白		10.20	—	—	銅版転写
図12-30	図版6-3	陶器	鉢	すり鉢		灰白		—	—	—	
図12-31	図版6-3	陶器	鉢	すり鉢		灰白		—	—	—	
図12-32	図版6-3	陶器	鉢	すり鉢		灰白		—	—	—	
図12-33	図版6-3	陶器	鉢	すり鉢		橙		—	—	—	
図12-34	図版6-3	陶器	鉢	火鉢		黒・橙		—	—	—	

挿図番号	図版番号	種別	品名	材質	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	重さ(g)	備　考
図12-40	図版8-2	金属製品	舟釘	鉄	10.57	1.24	0.55	16.14	SD02内覆土一括
図12-41	図版8-2	金属製品	舟釘	鉄	9.72	1.20	0.40	16.13	SD02内覆土一括
図12-42	図版8-2	金属製品	舟釘	鉄	9.03	1.04	0.39	15.05	SD02内覆土一括
図12-43	図版8-2	金属製品	舟釘	鉄	7.60	1.00	0.42	8.36	SD02内覆土一括
図12-44	図版8-2	金属製品	舟釘	鉄	8.44	1.01	0.85	13.49	SD02内覆土一括
図12-45	図版8-2	金属製品	舟釘	鉄	8.05	1.18	0.44	12.29	SD02内覆土一括
図13-46	図版8-2	金属製品	舟釘	鉄	7.62	1.04	0.53	11.82	SD02内覆土一括
図13-47	図版8-2	金属製品	舟釘	鉄	(3.83)	(0.84)	0.43	3.92	SD02内覆土一括
図13-48	図版8-2	金属製品	舟釘	鉄	9.20	1.08	0.41	15.05	SD02内覆土一括
図13-49	図版8-2	金属製品	舟釘	鉄	8.04	1.08	0.65	11.80	SD02内覆土一括
図13-50	図版8-2	金属製品	舟釘	鉄	8.35	1.25	0.60	13.52	SD02内覆土一括
図13-51	図版8-2	金属製品	舟釘	鉄	(6.29)	(0.92)	0.45	7.98	SD02内覆土一括
図13-57	図版8-2	金属製品	鎹	鉄	(12.95)	(0.78)	0.26	2.96	SD02内覆土一括
図13-54	図版8-2	金属製品	鎹	鉄	4.85	0.83	0.36	8.02	SD02内 土留め板に使用
図13-55	図版8-2	金属製品	鎹	鉄	4.82	0.95	0.32	9.53	SD02内 土留め板に使用
図13-56	図版8-2	金属製品	鎹	鉄	5.31	0.93	0.48	7.77	SD02内 土留め板に使用
図13-52	図版8-3	金属製品	釘	鉄	(8.54)	(0.65)	(0.66)	10.46	SD02内覆土一括
図13-53	図版8-3	金属製品	釘	鉄	(5.72)	(0.72)	(0.50)	5.76	SD02内覆土一括
図13-64	図版8-3	金属製品	釘	鉄	(3.71)	0.30	-	1.70	SD02内覆土一括
図13-63	図版8-3	金属製品	釘	鉄	(3.49)	0.30	-	0.81	SD02内覆土一括
図13-65	図版8-3	金属製品	釘	鉄	(1.56)	0.37	0.40	0.81	SD02内覆土一括
図13-57	図版8-3	金属製品	かんざし	真鍮	(6.63)	0.70	0.10	1.52	SD02内覆土一括
図13-59	図版8-3	金属製品	かんざし	真鍮	(11.78)	0.41	0.37	8.85	SD02内覆土一括
図13-60	図版8-3	金属製品	ねじ釘	鉄	6.36	1.12	1.56	9.19	北側調査区表採一括
図13-61	図版8-3	金属製品	不明	鉄	(4.71)	0.98	0.85	20.74	SD02内覆土一括
図13-62	図版8-3	金属製品	不明	鉄	(5.74)	0.87	0.88	17.35	北側調査区表採一括

挿図番号	図版番号	種別		細分	材質		直径(cm)	穴径(cm)	厚さ(cm)	重さ(g)	備　考
図12-36	—	古銭(銭貨)	穴あき銭	寛永通寶	銅銭	一文銭	2.35	0.62	0.10	2.69	SD02一括
図12-37	—	古銭(銭貨)	穴あき銭	寛永通寶	銅銭	一文銭	2.50	0.59	0.12	3.60	SD02一括
図12-38	—	古銭(銭貨)	穴あき銭	寛永通寶	銅銭	一文銭	(2.33)	(0.61)	(0.11)	(1.11)	SD02一括
図12-39	—	古銭(銭貨)	穴あき銭	寛永通寶	銅銭	一文銭	22.60	0.74	0.11	30.60	SD02一括
図12-39	—	古銭(銭貨)	穴あき銭	寛永通寶	銅銭	一文銭	—	—	—		SD02一括
図12-39	—	古銭(銭貨)	穴あき銭	—	銅銭	一文銭	—	—	—		SD02一括
図12-39	—	古銭(銭貨)	穴あき銭	—	銅銭	一文銭	—	—	—		SD02一括
図12-39	—	古銭(銭貨)	穴あき銭	—	銅銭	一文銭	—	—	—		SD02一括
図12-39	—	古銭(銭貨)	穴あき銭	—	銅銭	一文銭	—	—	—		SD02一括
図12-39	—	古銭(銭貨)	穴あき銭	—	銅銭	一文銭	—	—	—		SD02一括
図12-39	—	古銭(銭貨)	穴あき銭	—	銅銭	一文銭	—	—	—		SD02一括
図12-39	—	古銭(銭貨)	穴あき銭	—	銅銭	一文銭	—	—	—		SD02一括

挿図番号	図版番号	種別	品名	長さ(cm)	最大幅(cm)	最小幅(cm)	厚さ(cm)	備　考
図14-66	図版6-4	木製品	櫛	(5.90)	(3.90)	-	0.35	SD02一括
図14-67	図版6-4	木製品	鞘	9.64	3.24	-	1.06	SD02一括　櫛用の鞘

挿図番号	図版番号	種別	品名	長さ(cm)	最大幅(cm)	最小幅(cm)	高さ(cm)	歯幅(cm)	前穴径(cm)	右穴径(cm)	左穴径(cm)	備　考
図10-5	図版6-1	木製品	下駄	(15.52)	(6.02)	(5.60)	(2.30)	-	-	-	0.74	SD01 一括
図14-68	図版6-5	木製品	下駄	(15.90)	(8.55)	(8.40)	(1.60)	-	-	1.11	1.04	SD02 一括
図14-69	図版6-5	木製品	下駄	19.40	9.25	-	2.40	-	0.65	1.05	1.06	SD02 一括
図14-70	図版6-5	木製品	下駄	(11.70)	(6.20)	-	(1.04)	-	-	1.07	-	SD02 一括
図14-71	図版6-6	木製品	下駄	21.70	9.61	9.45	6.09	2.98	1.07	1.01	0.94	SD02 一括
図14-72	図版6-6	木製品	下駄	13.26	6.88	6.40	1.54	-	1.11	0.84	1.02	SD02 一括　右穴赤漆付着
図14-73	図版6-5	木製品	下駄	(8.20)	(7.65)	(7.38)	(1.95)	-	-	(0.76)	(0.84)	SD02 一括

挿図番号	図版番号	種別	品名	長さ(cm)	最大幅(cm)	最小幅(cm)	厚さ(cm)	備　考
図14-74	図版7-3	木製品	杓文字	(12.4)	6.6	―	0.6	SD02一括
図14-75	図版7-3	木製品	杓文字	(16.3)	3.9	2.1	0.6	SD02一括
図14-76	図版7-3	木製品	杓文字	(9.8)	3.8	―	0.3	SD02一括

挿図番号	図版番号	種別	品名	高さ(cm)	長径(cm)	短径(cm)	厚さ(cm)	備　考
図14-77	図版7-5	木製品	栓	2.35	3.20	2.30	―	SD02一括
図14-78	図版7-5	木製品	栓	2.50	3.20	2.40	―	SD02一括
図14-79	図版7-5	木製品	栓	2.50	3.60	2.75	―	SD02一括
図14-80	図版7-5	木製品	栓	2.60	2.90	2.70	―	SD02一括
図14-81	図版7-5	木製品	栓	2.30	3.00	2.60	―	SD02一括
図14-82	図版7-5	木製品	栓	2.60	2.90	2.50	―	SD02一括
図14-83	図版7-5	木製品	栓	2.70	2.90	2.20	―	SD02一括
図14-84	図版7-5	木製品	栓	5.00	3.30	3.10	―	SD02一括
図14-85	図版7-5	木製品	栓	3.50	3.30	2.70	―	SD02一括
図14-86	図版7-5	木製品	栓	1.50	2.60	2.60	―	SD02一括

挿図番号	図版番号	種別	品名	形状	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	備　考
図14-87	図版7-6	木製品	曲げ物	円形	6.40	―	0.32	SD02一括
図14-88	図版7-6	木製品	曲げ物	円形	6.00	―	0.28	SD02一括
図14-89	図版7-6	木製品	曲げ物	円形	7.20	―	0.32	SD02一括
図14-90	図版7-6	木製品	曲げ物	円形	6.60	―	0.31	SD02一括

挿図番号	図版番号	種別	品名	口径(cm)	器高(cm)	高台径(cm)	高台高(cm)	備　考
図15-91	図版7-1	木製品	漆物(椀)	8.6	4.3	―	―	SD02一括
図15-92	―	木製品	漆物(椀)	(12.0)	―	―	(0.2)	SD02一括
図15-93	図版7-2	木製品	漆物(盃)	(5.4)	1.1	3.5	0.4	SD02一括

挿図番号	図版番号	種別	品名	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	直径(cm)	備　考
図15-94	図版7-7	木製品	樽蓋	19.2	3.2	1.22	―	SD02一括
図15-95	図版7-7	木製品	樽蓋	18.6	2.9	1.26	―	SD02一括
図15-96	図版7-7	木製品	樽蓋	10.0	3.0	1.02	―	SD02一括　焼き印
図15-97	図版7-7	木製品	桶	10.9	6.3	0.66	―	SD02一括　小札
図15-98	図版7-7	木製品	桶	12.8	2.9	0.70	―	SD02一括　小札
図15-99	図版7-8	木製品	桶	12.3	―	0.79	―	SD02一括　底板完形
図15-100	図版7-8	木製品	桶	16.5	4.2	0.78	―	SD02一括　底板
図15-101	図版7-8	木製品	桶	6.6	5.0	0.83	―	SD02一括　底板
図15-104	図版7-8	木製品	米掬	25.1	4.6	0.85	―	SD02一括
図15-102	図版8-1	木製品	樽底	31.8	14.3	2.25	―	SD02一括
図15-103	図版8-1	木製品	樽底	52.3	10.7	2.88	―	SD02一括

挿図番号	図版番号	種別	品名	長さ(cm)	長径(cm)	短径(cm)	備考
図15-105	図版7-4	木製品	箸	21.5	0.6	0.5	SD02一括
図15-106	図版7-4	木製品	箸	21.3	0.8	0.6	SD02一括
図15-107	図版7-4	木製品	箸	20.0	0.6	0.5	SD02一括
図15-108	図版7-4	木製品	箸	19.9	0.8	0.7	SD02一括
図15-109	図版7-4	木製品	箸	19.9	0.7	0.6	SD02一括
図15-110	図版7-4	木製品	箸	19.7	0.7	0.5	SD02一括
図15-111	図版7-4	木製品	箸	19.6	0.8	0.4	SD02一括
図15-112	図版7-4	木製品	箸	19.7	0.7	0.4	SD02一括
図15-113	図版7-4	木製品	箸	19.6	0.5	0.4	SD02一括
図15-114	図版7-4	木製品	箸	19.6	0.6	0.3	SD02一括
図16-115	図版7-4	木製品	箸	19.5	0.5	0.4	SD02一括
図16-116	図版7-4	木製品	箸	19.4	0.5	0.3	SD02一括
図16-117	図版7-4	木製品	箸	19.5	0.5	0.3	SD02一括
図16-118	図版7-4	木製品	箸	19.4	0.6	0.2	SD02一括
図16-119	図版7-4	木製品	箸	19.4	0.7	0.2	SD02一括
図16-120	図版7-4	木製品	箸	19.3	0.7	0.4	SD02一括
図16-121	図版7-4	木製品	箸	19.4	0.7	0.4	SD02一括
図16-122	図版7-4	木製品	箸	19.3	0.7	0.4	SD02一括
図16-123	図版7-4	木製品	箸	19.2	0.5	0.4	SD02一括
図16-124	図版7-4	木製品	箸	19.3	0.7	0.5	SD02一括
図16-125	―	木製品	箸	19.2	0.7	0.4	SD02一括
図16-126	―	木製品	箸	19.1	0.7	0.5	SD02一括
図16-127	―	木製品	箸	19.1	0.5	0.4	SD02一括
図16-128	―	木製品	箸	19.1	0.5	0.4	SD02一括
図16-129	―	木製品	箸	18.9	0.5	0.4	SD02一括

挿図番号	図版番号	種別	品名	長さ(cm)	長径(cm)	短径(cm)	備考
図16-130	―	木製品	箸	18.7	0.7	0.5	SD02一括
図16-131	―	木製品	箸	18.9	0.6	0.5	SD02一括
図16-132	―	木製品	箸	18.7	0.7	0.5	SD02一括
図16-133	―	木製品	箸	18.7	0.5	0.4	SD02一括
図16-134	―	木製品	箸	19.4	0.5	0.5	SD02一括
図16-135	―	木製品	箸	18.6	0.5	0.3	SD02一括
図16-136	―	木製品	箸	17.6	0.4	0.3	SD02一括
図16-137	―	木製品	箸	17.3	0.5	0.4	SD02一括
図16-138	―	木製品	箸	16.0	0.7	0.5	SD02一括

写 真 図 版

1. 御蔵道(SD01)検出状況(北東より)

2. B区　調査区全景(南西より)

図版２

1. A区　調査区遠景(北東より)

2. B区　調査区遠景(南西より)

3. B区　調査区近景(東より)

1. B区　調査前状況(南より)

2. B区　表土掘削作業状況(南より)

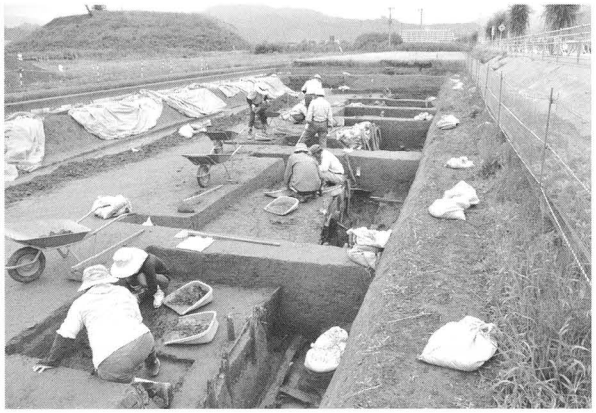

3. 遺構検出作業状況(北より)

4. 遺構検出作業状況(北西より)

5. 遺構測量作業状況(北東より)

6. 台風18号による水没状況(南より)

7. 御蔵道(SD01)検出状況近景(南東より)

8. 御蔵道(SD01)側溝検出状況(北より)

図版４

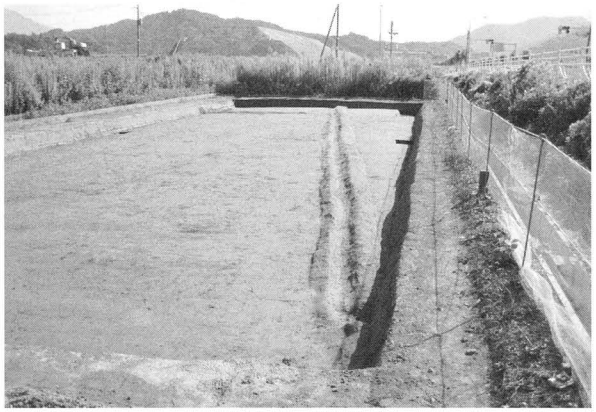

1. 畦畔跡(SD03～06)検出状況(北より)

2. 畦畔跡(SD07)検出状況(北西より)

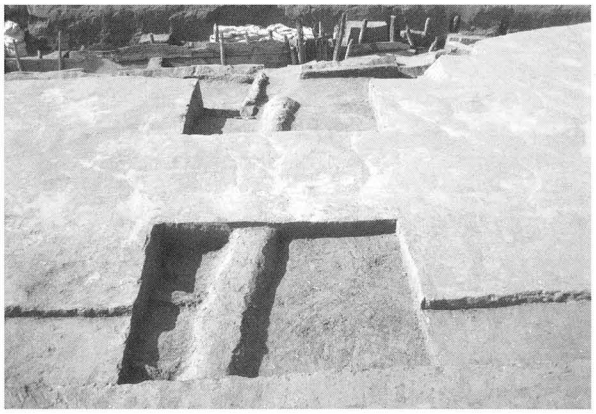

3. 畦畔跡(SD08)検出状況(南東より)

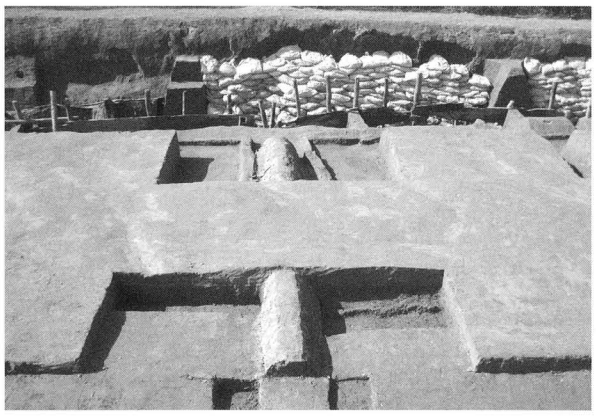

4. 畦畔跡(SD09)検出状況(南東より)

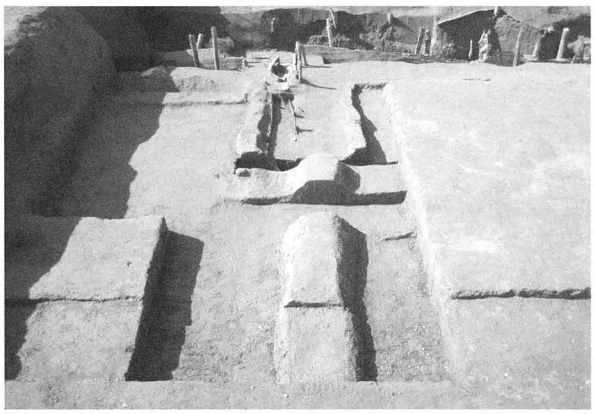

5. 畦畔跡(SD10)検出状況(南東より)

6. 水路跡(SD02)杭･土留め板検出状況(西より)

7. 水路跡(SD02)土層堆積状況①(南西より)

8. 水路跡(SD02)土層堆積状況②(南西より)

1. 水路跡(SD02)検出状況近景(南西より)

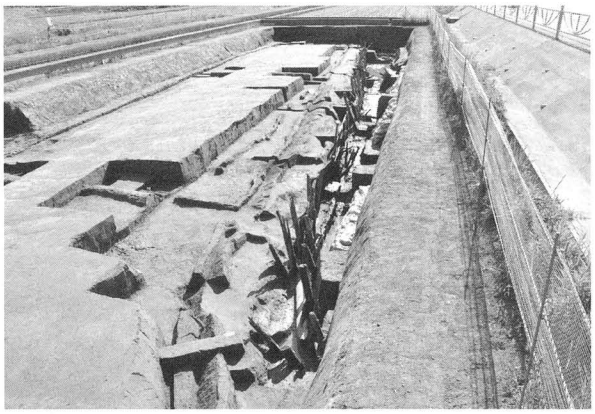

2. 水路跡(SD02)検出状況近景(北より)

3. 樋・土管出土状況(南より)

4. 排水遺構(SD11)検出状況(南より)

5. 排水遺構検(SD11)検出状況上層(北西より)

6. 排水遺構(SD11)検出状況下層(北西より)

7. 水路跡(SD02)土留め板(舟板)・稲藁検出状況(南東より)

8. 稲藁検出状況(南より)

図版６

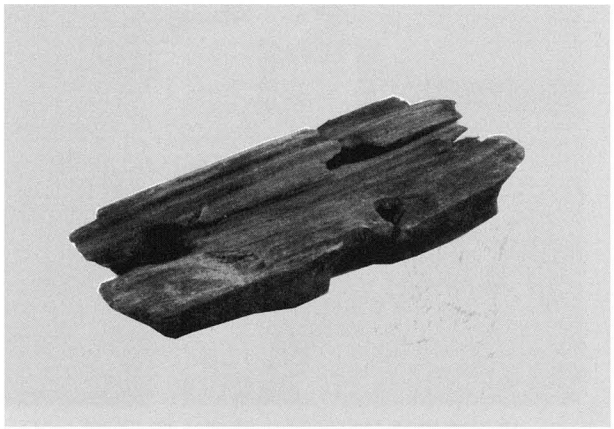

1. SD01 出土遺物　下駄

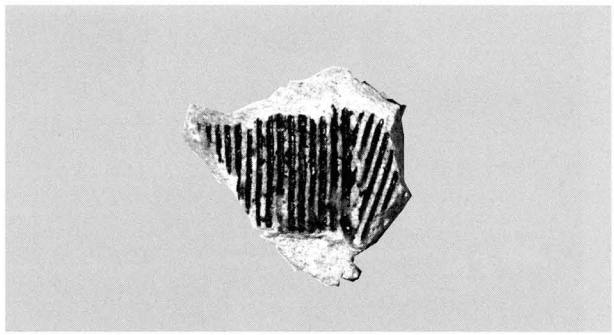

2. SD01 出土遺物　すり鉢

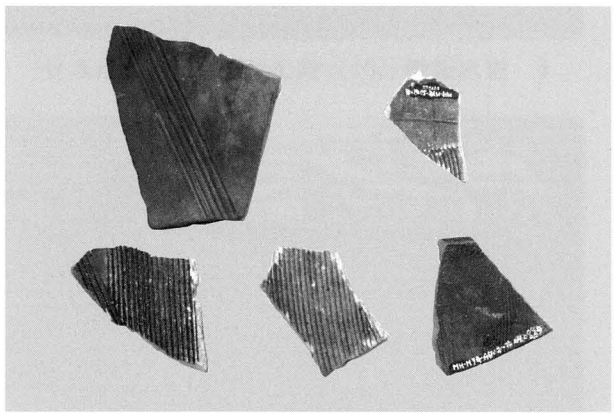

3. SD02　出土遺物　すり鉢

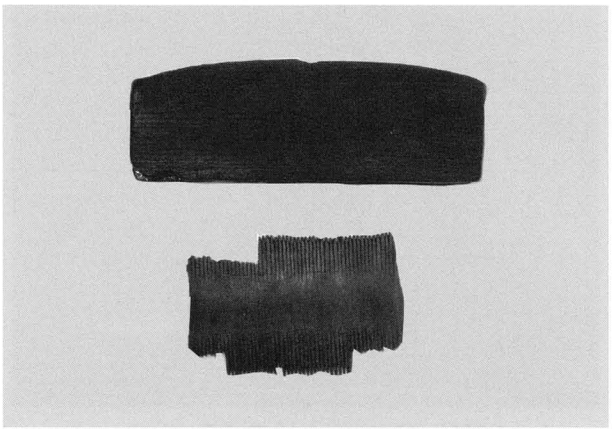

4. SD02 出土遺物　櫛・鞘

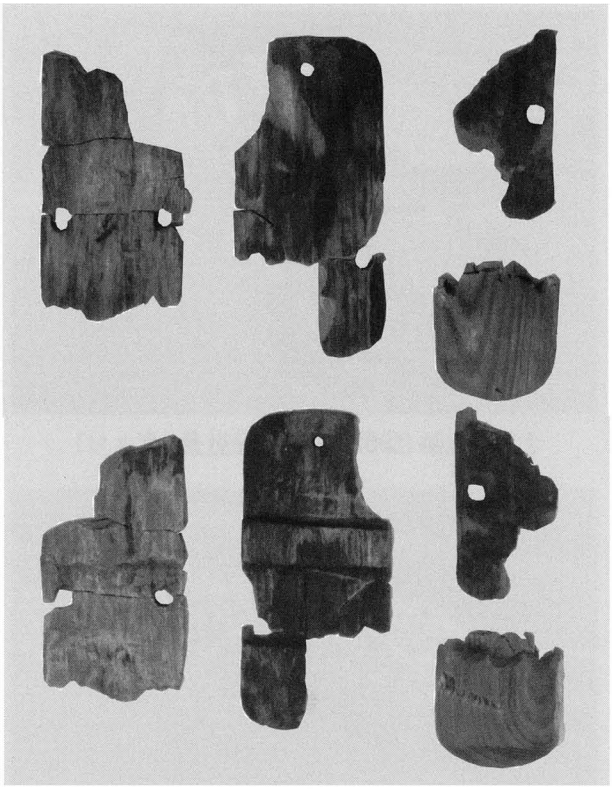

5. SD02 出土遺物　下駄（表・裏）①

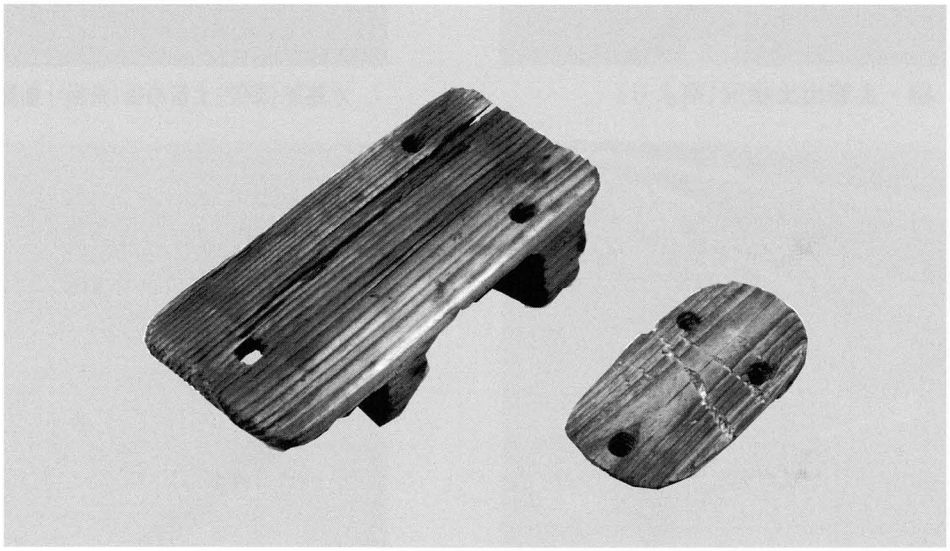

6. SD02 出土遺物　下駄②

1. SD02 出土遺物　椀

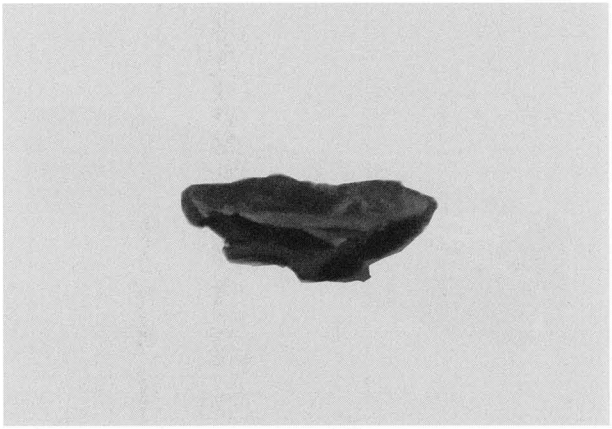

2. SD02 出土遺物　杯

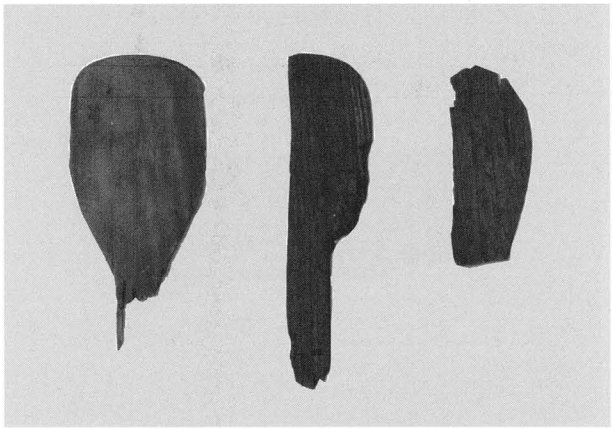

3. SD02 出土遺物　杓文字

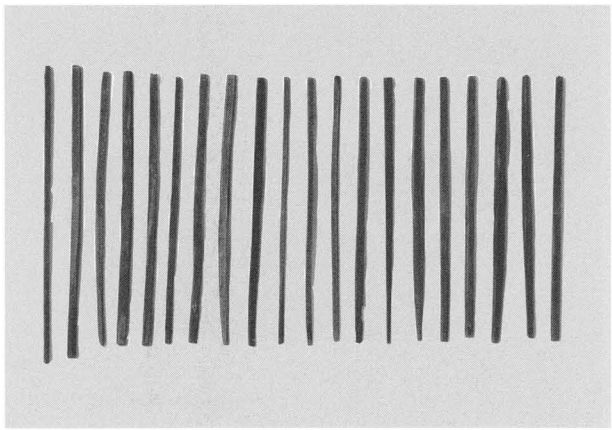

4. SD02 出土遺物　箸

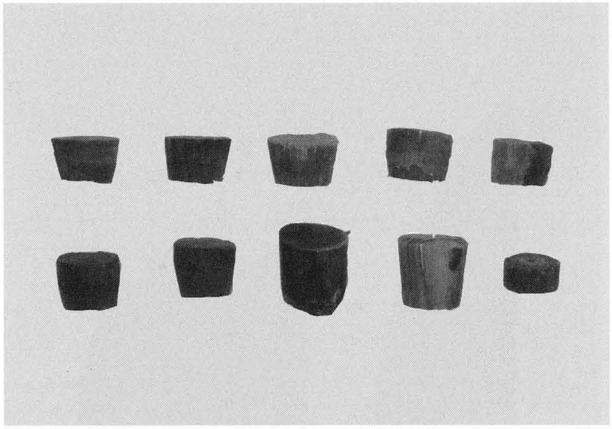

5. SD02 出土遺物　栓

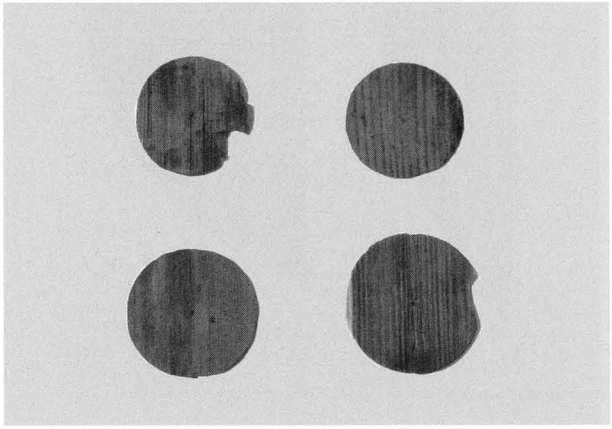

6. SD02 出土遺物　曲げ物

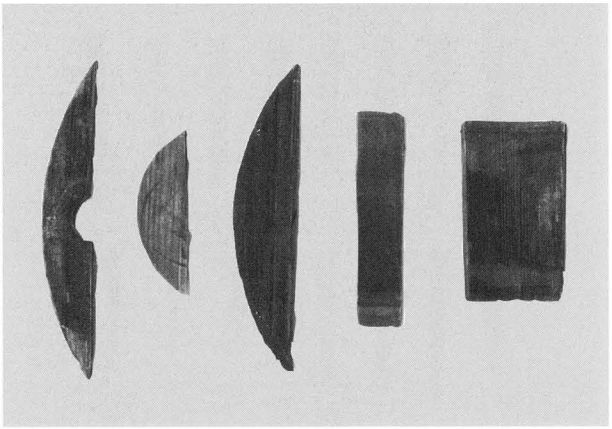

7. SD02 出土遺物　樽・桶①

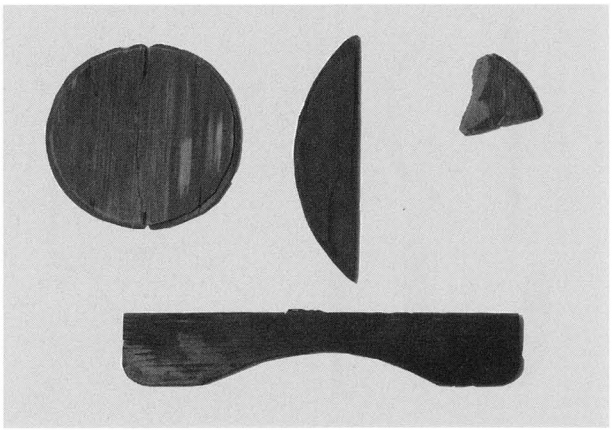

8. SD02 出土遺物　樽・桶②

図版８

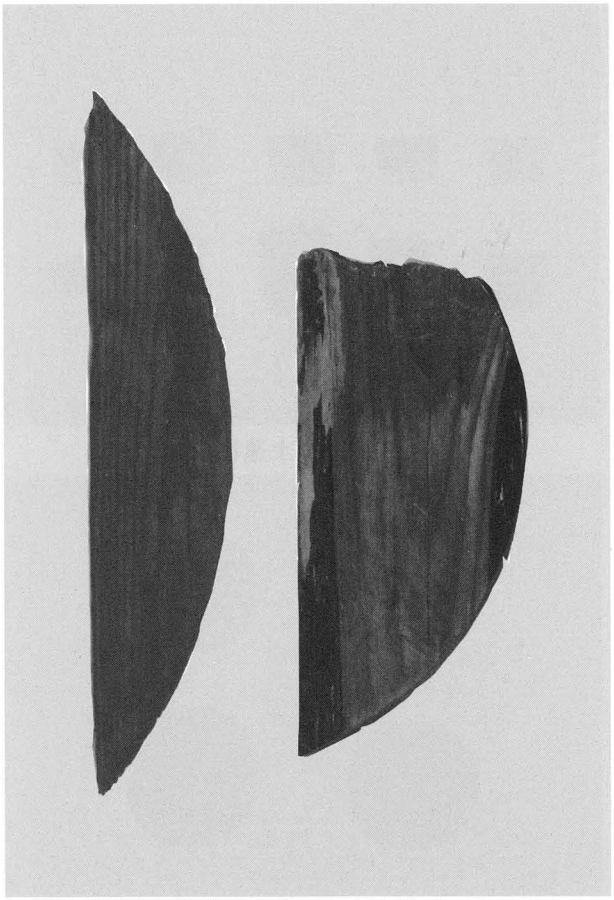

1. SD02 出土遺物　樽・桶③

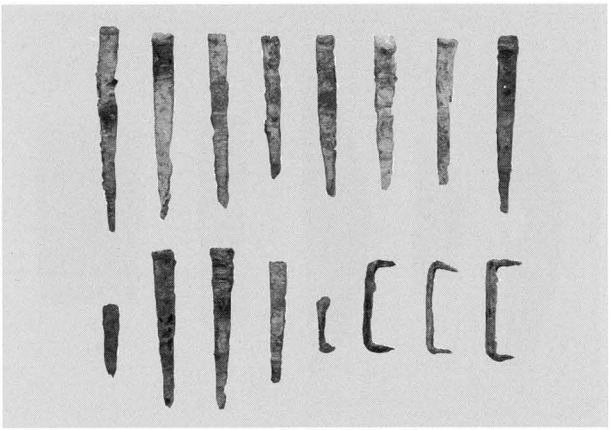

2. SD02 舟釘・鎹

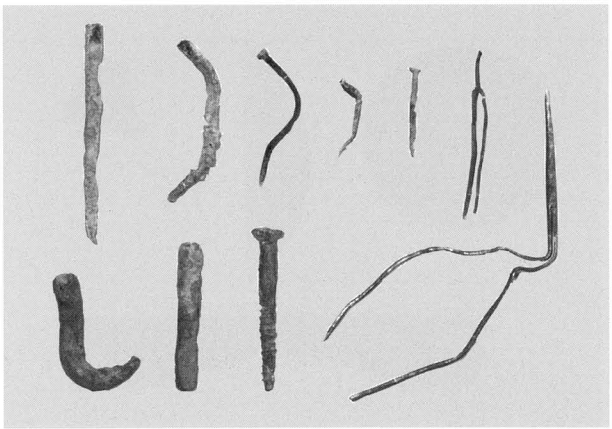

3. SD02 丸釘・かんざし・その他

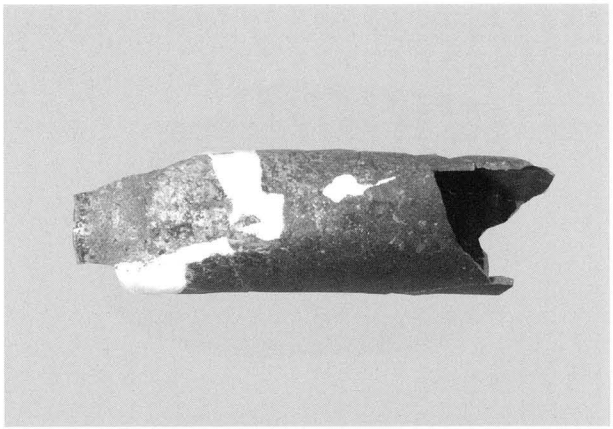

4. SD02 出土遺物　土管

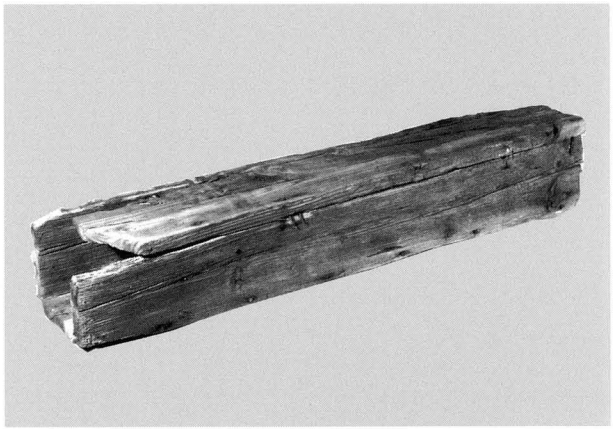

5. SD02 出土遺物　筒状木製品

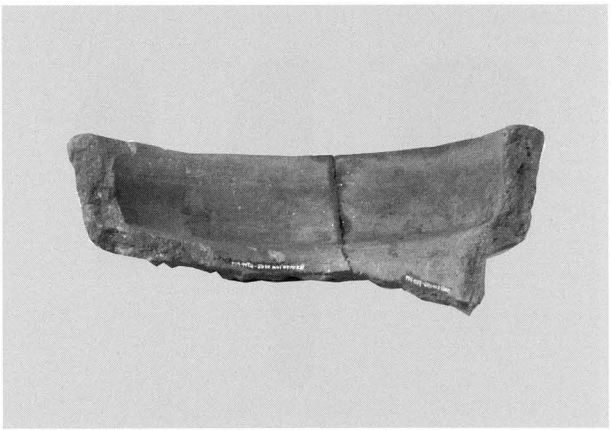

6. SD11 出土遺物　土管①

7. SD11 出土遺物　土管②

報告書抄録

フリガナ	ヤマナシケンミナミコマグンマスホマチマチヤグチイセキ
書名	山梨県南巨摩郡増穂町町屋口遺跡
副書名	東川付け替え工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書
巻次	
シリーズ名	
シリーズ番号	
編著者名	岩崎 祥
編集機関	昭和測量株式会社
所在地	〒400-0032 甲府市中央三丁目11-27　TEL 055-235-4448
発行年月日	西暦　2010(平成22)年　2月12日

フリガナ 所収遺跡名	フリガナ 所在地	コード 市町村	コード 遺跡番号	北緯	東経	調査期間	調査面積 (㎡)	調査原因
町屋口遺跡	ヤマナシケン 山梨県	361	№26-036	A区(北側) 35° 33′ 33″ B区(南側) 35° 33′ 26″	A区(北側) 138° 27′ 16″ B区(南側) 138° 28′ 13″	2009.8.17 ～ 2009.11.20	1,155 (北側:375) (南側:780)	河川付け替え工事に伴う事前調査

所収遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
町屋口遺跡	水田跡 水路跡 道路跡	近世・近代	水田畦畔　8条 水路跡　1条 道路遺構(お蔵道)1条	磁器・陶器 古銭 金属製品(舟釘・かんざし・鋏・釘・缶・銅線) 木製品(櫛・椀・杓文字・桶・樽・箸・下駄・舟板・杭・栓)	甲西バイパスにて検出された青柳河岸へと続くお蔵道と水路跡が引き続き検出された。

山梨県南巨摩郡増穂町

町　屋　口　遺　跡

－東川付け替え工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－

発　行　日	平成22年2月12日
編　　集	昭和測量株式会社 〒400-0032　山梨県甲府市中央三丁目11-27 TEL055-235-4448
発　　行	増　穂　町 〒400-0592　山梨県南巨摩郡増穂町天神中条1134 TEL0556-22-3111(代) 増穂町教育委員会 〒400-0501　山梨県南巨摩郡増穂町青柳町338-8 TEL0556-22-7212(直)
印刷製本	株式会社　内田印刷所 〒400－0032　山梨県甲府市中央2-10-18 TEL055－233－0188